



JA古川ディスクロージャー誌 2024

令和5年度（決算版）

古 川 農 業 協 同 組 合

ごあいさつ

組合員、地域の皆さまには、日頃から格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

J A古川は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当J Aに対するご理解を一層深めていただくために、主な事業内容や業務状況などについて、利用者の方々にわかりやすくまとめた「J A古川ディスクロージャー誌 2024(令和5年度(決算版))」を作成いたしました。皆さまが当J Aの事業を更にご利用いただくための一助として、是非ご高覧いただければ幸いです。

今後も組合員、地域の皆さまと共にあるJ Aを目指しながら、組合運営、事業展開に鋭意努力する所存でございますので、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年7月

古川農業協同組合

代表理事組合長 佐々木 浩治

(注) 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

J Aのプロフィール

◇設 立	平成10年4月	◇組 合 員 数	10,485人
◇本 店 所 在 地	大崎市古川北町	◇役 員 数	22人
◇出 資 金	14.3億円	◇職 員 数	195人
◇総 資 産	725億円	◇支 店 数	4支店
◇単体自己資本比率	13.40%	◇営農センター数	1カ所

目 次

ごあいさつ

1. 経営理念	1
2. 事業方針	1
3. 経営管理体制	2
4. 事業の概況（令和5年度）	3
5. 事業経過の概要	8
6. 農業振興活動	9
7. 地域貢献情報	9
8. リスク管理の状況	10
9. 自己資本の状況	13
10. 主な事業の内容	13

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表	18
2. 損益計算書	20
3. キャッシュ・フロー計算書	23
4. 注記表	25
5. 剰余金処分計算書	47
6. 部門別損益計算書	48
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認	50
8. 会計監査人の監査	50

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	51
2. 利益総括表	52
3. 資金運用収支の内訳	52
4. 受取・支払利息の増減額	53

III 事業の概況

1. 信用事業	54
(1) 貯金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金残高	
(2) 貸出金等に関する指標	
① 科目別貸出金平均残高	
② 貸出金の金利条件別内訳残高	
③ 貸出金の担保別内訳残高	
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	
⑤ 貸出金の用途別内訳残高	
⑥ 貸出金の業種別残高	
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	
⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
⑪ 貸出金償却の額	
(3) 内国為替取扱実績	
(4) 有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	
② 商品有価証券種類別平均残高	
③ 有価証券残存期間別残高	
(5) 有価証券等の時価情報等	
① 有価証券の時価情報	
② 金銭の信託の時価情報	
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	
2. 共済取扱実績	60
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	
(2) 医療系共済の共済金額保有高	
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	
(4) 年金共済の年金保有高	
(5) 短期共済新契約高	

3. 農業・生活その他事業取扱実績	6 2
(1) 購買事業取扱実績	
① 買取購買品取扱実績	
(2) 販売事業取扱実績	
① 受託販売品	
② 買取販売品	
(3) 保管事業取扱実績	
(4) 利用事業取扱実績	
(5) その他事業取扱実績	
4. 指導事業	6 4
IV 経営諸指標	
1. 利益率	6 4
2. 貯貸率・貯証率	6 4
V 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	6 5
2. 自己資本の充実度に関する事項	6 7
3. 信用リスクに関する事項	7 0
① 標準的手法に関する事項	
② 信用リスクに関するエクスポージャー（業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高	
③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額	
⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高	
4. 信用リスク削減手法に関する事項	7 3
① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	
② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額	
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	7 4
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	7 4
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	7 5
① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	
② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価	
③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益	
④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）	
⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）	
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	7 5
9. 金利リスクに関する事項	7 5
① 金利リスクの算定手法の概要	
② 金利リスクに関する事項	
【JAの概要】	
1. 機構図	7 7
2. 役員構成（役員一覧）	7 8
3. 組合員数	7 8
4. 組合員組織の状況	7 9
5. 特定信用事業代理業者の状況	7 9
6. 地区一覧	7 9
7. 店舗等のご案内	8 0

本ディスクロージャー誌に表示の数値は、表示している単位まで表示し、それ未満の端数は切り捨てておりますので、合計や差引等が一致しない場合があります。
また、端数処理により正数を記載しない欄は「0」で、該当しない欄は「—」で表示をしています。

1. 経営理念

〔基本理念〕

J A古川は、J Aが果たすべき社会的役割・使命と役職員の心構えなどを盛り込んだ「J A綱領」を踏まえつつ、地域に根ざした協同組合として「組合員とともに農業・地域の未来を拓く」ことを目指し、3つの基本理念に基づき事業を展開します。

1. 持続可能な地域農業の実現

地域営農システムの確立と担い手確保・育成

マーケットインに基づく生産販売と農業者の所得増大

2. 豊かで暮らしやすい地域共生社会の実現

組合員のメンバーシップ強化と地域の活性化への貢献

組合員・利用者の期待に応える総合事業の展開

3. 自己改革によるJ A経営基盤の確立

組合員参加による自己改革の着実な実践

自己改革の実践を支える経営基盤の強化

2. 事業方針

○ 営農指導事業

安全・安心な農産物の安定的に供給と持続可能な地域農業の実現を目指し、農業生産の拡大と農業者の所得増大を自己改革の基本目標として取り組みます。

具体的には、地域営農を柱とした農業の実践、担い手経営体のニーズに応える対応強化、マーケットインに基づく生産販売と農業者の所得増大、需要に応じた園芸品目の生産拡大、畜産の生産基盤強化と担い手の育成、世界農業遺産ブランド認証を活用した地域の活性化、地域ブランドの確立と部会活動の強化を目指します。

○ 生活文化事業

豊かで暮らしやすい地域共生社会の実現を目指し、地域の活性化への貢献に取り組みます。

○ 教育情報事業

「アクティブ・メンバーシップ」による組合員組織活動の充実と、多様な媒体を活用した情報発信の強化に取り組むとともに、農業及びJ Aへの理解を深める活動を展開します。

○ 信用事業

金融市場の環境変化に対応し、将来にわたる安定的な利用者基盤の構築を目指すとともに、地域・利用者から選ばれる金融機関としてサービスの向上に努めます。

○ 共済事業

組合員・利用者の暮らしを守るため、一人の活動に寄り添う活動を通じた「ひと・いえ・くるま・農業」の普及推進と相談活動を行うとともに、地域住民とのつながりの強化により、信頼され選ばれるJ A共済を目指します。

○ 購買事業

組合員・利用者の立場に立った質の高いサービスの提供を図るとともに、恒常的に足を運んでのふれあい活動を主体に取り組みます。

○ 販売事業

マーケティングによる情報収集と発信で販売ルートを開拓するとともに、安全・安心な農畜産物と品質向上を基本とした生産体制のもと、有利販売に努めます。

○ 保管事業

庭先集荷を含めた早期・広域集荷に努めると共に、フレコン集荷の拡大に取り組み、効率的な検査体制を図ります。また、保管管理・入出庫の効率化と安全対策に取り組みます。

○ 利用事業

利用者の経営改善に寄与しながら、利用率向上と効率的な運営に努めます。

○ 宅地等供給事業

関係法令に基づきながら J Aらしい事業展開を図ります。

○ 経営管理

地域から信頼される J A経営を確立するため、財務基盤の強化と組合員・利用者の立場に立った事業展開を図ります。

3. 経営管理体制

〔経営執行体制〕

当 J Aは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。

また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

なお、信用事業については専任担当の常務理事を置くとともに、農業協同組合法第 30 条に規定する常勤監事・員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4. 事業の概況（令和5年度）

(1) 主要な事業活動の内容と成果、対処すべき重要な課題

国内経済は、新型コロナウイルス感染症で抑制されてきた経済状況が改善してきており、今後も緩やかな回復を続けると予想されます。農政では、食料・農業・農村をめぐる環境が大きく変化しているなか、国は新たな展開方向として「食料・農業・農村基本法」および関連法案を見直す国会審議が予定されております。

水田農業の推進については、経営所得安定対策等を基軸に水田フル活用の実践に取り組んだ結果、令和5年産米概算金は今年度も僅かに持ち直しましたが、肥料をはじめとする生産資材・燃料価格の高騰により農家経済は大きな打撃を受けました。全農と連携して取り組んでいる子実とうもろこしの大規模実証試験は、昨年度の反省を活かし取り組んだ結果、収量・品質共に前年度実績を上回る結果となりました。

今年度はこのような情勢での事業活動となりましたが、貯金残高は大口貯金の流出により計画目標・前年度実績を下回り、貸出金残高は住宅ローン等の新規貸出が伸び計画目標・前年度実績を上回りました。共済事業は「ひと・いえ・くるま・農業」の総合保障の普及推進に努めましたが、長期共済新契約保障目標は計画目標・前年度実績を下回りました。生産購買をはじめ購買品については価格高騰により計画目標・前年度実績を上回りましたが、販売品取扱実績及び利用事業は計画目標を下回りました。

産米集荷については効率的な一元集荷・販売を推進した結果、前年度実績を上回ったものの計画目標は下回りました。産米の販売については、系統販売を主体にしながら精米・玄米の直接販売に取り組みました。夏の記録的な高温により品質低下の被害があり、特にササニシキは平年を下回る一等米比率と残念な結果となりました。「さき結（東北194号）」は大崎市と連携し、PR及び販売促進など新たな販売先の開拓に取り組みました。

今年が初年度となる「第7次地域農業振興計画・JA経営計画」については、当JAの自己改革の指針として着実な実践に努めました。

(2) 財務・事業成績の推移

① 財務の推移

令和3年度は、消費量の減退などにより米価は大きく下落しましたが、一等米比率は高水準を確保しました。大豆は、好天に恵まれ品質・収量ともに好成績を収め、事業利益89,146千円、経常利益174,615千円となり、当期剰余金は68,440千円となりました。

令和4年度は、経営所得安定対策等を基軸に水田フル活用の実践に取り組むとともに、米価が僅かに持ち直し、また産米の一等米比率は高水準を維持しました。しかしながら、大豆は7月豪雨の被害を受け大幅な減収となり、事業利益58,847千円、経常利益136,844千円となり、当期剰余金は154,082千円となりました。

令和5年度は、引き続き米価が僅かに持ち直しましたが、夏の記録的な高温による農作物の品質低下が影響し、ササニシキは平年を下回る一等米比率となりました。しかしながら、産米の販売については、系統販売を主体にしながら精米・玄米の直接販売に取り組んだ結果、事業利益32,593千円、経常利益108,108千円となり、当期剰余金は89,246千円となりました。

(単位：千円、%)

項目	2年度	3年度	4年度	5年度
事業利益	76,216	89,146	58,847	32,593
経常利益	152,691	174,615	136,844	108,108
当期剰余金	139,891	68,440	154,082	89,246
総資産	71,214,429	73,326,732	73,743,551	72,505,387
純資産	4,249,827	4,279,947	4,262,240	4,144,733
単体自己資本比率	9.55	9.62	12.63	13.40

(注) 1 総資産は、貸倒引当金控除後の金額です。

2 「単体自己資本比率」は、農業協同組合法第11条の2第1項第1号に規定する基準に係る算式に基づき算出しています。

② 信用事業

地域・利用者から選ばれる金融機関として窓口対応の資質の向上、年金来店感謝デーや誕生日プレゼント等のサービスの充実と金融係による外務活動に努め、利用者基盤の拡充を図りました。

年金・農業融資・ローン等の各種相談会と税務・法務の相談会の開催による相談機能の充実および

ネットローン・ネットバンク等のWeb取引の普及に努めました。また、新たに投資信託の取扱いを開始し、利用者ニーズに応じた金融商品を提案すると共に、部門間連携の取組強化により貯金の増強と各種ローン等の融資に努めました。

農業融資については、担い手の減少や高齢化が進む中、営農・経済部門と連携し、地域の農業基盤を支える農業者とさらなる関係強化に向けた取り組みを行いました。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた農業者への支援のため、農林業災害対策資金を活用し農業者への支援に努めました。こうした取り組みの結果、農業融資新規実行額は前年対比59,600千円増加の486,700千円（計画対比114.2%）となりました。

貯金については期末残高 65,705,873千円（計画対比96.4%）、貸出金については期末残高 26,658,944千円（計画対比106.0%）となりました。

③ 共済事業

組合員・利用者の視点に立ち、地域に密着した事業活動を展開すると共に、「3Q活動」と「あんしんチェック」による訪問活動を通じた加入内容説明と保障点検を実施し、「ひと・いえ・くるま・農業」の総合保障の確立に努めました。ひと保障のニーズ喚起と複数提案による幅広い保障の普及に努めると共に、「はじまる活動」を通じた次世代層・ニューパートナーの獲得に取り組みました。

また、自動車損害調査の迅速かつ丁寧な契約者対応に努め、共済金の早期支払いに取り組みました。

その結果、以下のとおりの実績となりました。

〈新契約高等〉

満期(終身)共済金額合計	549,767千円	
保障共済金額合計	4,950,792千円	
新規共済契約者数(長期共済及び自動車共済合計)		163人
新規被共済者数 生命総合共済(年金共済を除く)		68人
年金共済		12人

共済の保有高等については、以下のとおりとなります。

〈保有高等〉

満期(終身)共済金額合計	27,133,428千円(対前年比	95.6%)
保障共済金額合計	187,790,498千円(対前年比	96.7%)
医療系共済 入院共済金額合計	39,295千円(対前年比	94.0%)
治療共済金額合計	178,043千円(対前年比	124.4%)
介護共済 介護共済金額合計	786,997千円(対前年比	115.4%)
認知症共済 認知症共済金額合計	255,400千円(対前年比	105.6%)
生活障害共済 生活障害共済金額	343,000千円(対前年比	86.9%)
生活障害年金年額	38,600千円(対前年比	108.7%)
特定重度疾病共済 共済金額合計	246,200千円(対前年比	99.6%)
年金共済 年金年額合計	728,190千円(対前年比	95.4%)
自動車共済 共済掛金合計	421,544千円(対前年比	99.4%)
共済契約者数(長期共済及び自動車共済合計)		12,251人
被共済者数 生命総合共済(年金共済を除く)		8,828人
年金共済		1,313人

④ 購買事業

(7) 生産購買事業

支店を中心に担い手サポート推進会議を開催し、部門間連携により情報共有を行い、営農相談と訪問活動の充実に努めました。低コスト農業を支援するため、肥料においては高度化成の銘柄集約、農薬においては大型規格品目により価格を引き下げました。

また、ササニシキ作付拡大のため水稻種子購入代の一部助成や土づくり運動として特別価格品目を設定し、普及拡大に努めました。

取扱高は1,223,526千円（計画対比93.1%）となりました。

(イ) 生活購買事業

組合員・利用者の生活に密着した商品構成の充実に努めながら営農部と連携し、玄米・精米販売と当JAのブランド商品、畜産農家応援の牛肉販売を積極的に取り組み地産地消と供給拡大に努めました。

また、近隣JAと連携した「大崎地区JAのつどい（杜このみ・彩青コンサート）」を開催しました。

取扱高は125,717千円（計画対比99.5%）となりました。

(ウ) 葬祭事業

葬儀施行は喪家の立場に立ったきめ細かな対応に努めました。葬儀貰い受けから法要に至るまでの一貫した施行体制で対応した結果、葬儀143件（うち葬祭会館利用87件）、法要259件となりました。

取扱高は221,067千円（計画対比95.2%）となりました。

(エ) 農業機械事業

各種研修会への参加により、整備技術の向上に努めると共に、訪問活動や展示会等の開催を通じて低コスト農業に対応した農業機械の適正導入と中古農機の流動化に努めました。

また、農繁期における故障緩和と迅速な農作業に対応するため、農閑期の予約保守管理、点検整備を実施すると共に、農繁期、大豆播種・収穫時の休日対応を行いました。

大型農機の販売台数は40台（うち中古農機7台）、取扱高は384,188千円（計画対比103.2%）となりました。農機修理台数は1,901台、幹旋中古農機は9台の取り扱いとなりました。

(オ) 自動車燃料事業

LPガスは利用者への安定供給を基本に、保安業務の充実と緊急時の24時間対応を継続しました。

自動車は整備技術の向上を図りながら質の高いサービスの提供に努めると共に、展示会の開催や訪問活動を通じて新車・中古車を推進した結果、販売台数11台の取り扱いとなりました。整備については、車検整備266台、一般整備954台、钣金整備54台の取り扱いとなりました。

石油配送は、迅速な配送に努めると共に、転作関連作物（大豆・麦・子実とうもろこし）の播種・収穫時の休日対応を行いました。

取扱高は455,367千円（計画対比95.1%）となりました。

(カ) 給油所事業

給油所事業は、週3日間営業を継続しながら地域に密着したJA-SSとしてサービスの提供に努めました。

取扱高は、宮沢給油所78,753千円（計画対比94.4%）、敷玉給油所52,426千円（計画対比93.7%）となりました。

⑤ 販売事業

米の作況指数は105（県北部）となり、1等米比率（もち米を除く。）は93.1%となりました。

米の集荷数量は217,033俵（計画対比91.1%）となり、販売数量は222,664俵（計画対比101.3%）となりました。

大豆の集荷数量（規格外・くず大豆を除く。）は72,789袋（計画対比90.9%）、販売数量は29,813袋（計画対比56.6%）となりました。

青果物については、残留農薬等の安全性を確認しながら集荷販売に努めました。

畜産物については、新型コロナウイルス感染症の影響が残り、価格は低調に推移しましたが、肉牛は飼料用米給与を継続すると共に、JA古川産子実とうもろこしの給与を開始し、良質牛生産に努めました。

当期取扱高は、穀類3,378,850千円（計画対比102.8%）、青果物416,653千円（計画対比97.6%）、畜産物1,253,474千円（計画対比97.4%）となりました。

⑥ 保管事業

フレコン集荷・検査体制の効率化に努め、広域集荷に取り組みました。また、低温倉庫や全農古川連合倉庫等へ集約し、土曜日・祝日検査を実施しながら早期集荷に努めると共に、適正な保管管理と入出庫の効率化と安全対策に取り組みました。

⑦ 利用事業

(ア) カントリー事業は、大崎市古川カントリーエレベーターを含めた3施設を活用し、品種分散に

よる効率的な運用に努め、荷受けの平準化を図りました。米の取扱量は飼料用米を含め104,095俵（計画対比87.1%）となりました。

(イ) 種子センター事業は、優良種子の確保に努め、取扱量は16,814袋（計画対比100.9%）となりました。

(ウ) 大豆センター事業は、均一な乾燥調製と作業の効率化に努めましたが、取扱量（荷受重量）は、2,508.5トン（計画対比92.9%）に留まりました。

また、子実とうもろこしの荷受けを行い、取扱量669.9トン（計画対比93.8%）となりました。

(エ) 機械施設利用事業は、県・市補助事業を活用し、転作関連機械や園芸関連施設等を計画的に導入すると共に、効率的な利用に努めました。

(オ) 農地利用集積円滑化事業は、農地中間管理事業も含め農地の流動化・集積を推進し、取扱実績は前年度より14.0ha増加し、1,384ha（計画対比92.8%）となりました。

また、農地中間管理事業は、受け手の公募と契約手続き等の支援に努めました。

⑧ その他事業

(ア) 宅地等供給事業

相談機能の強化に努め、組合員・利用者ニーズに対応した建物の新築・リフォームの提案及び土地の売買や賃貸の仲介業務に取り組みました。

また、賃貸住宅の安定経営に資するため、ITを活用した管理業務の充実と効率化を図り、入居率の向上に努めました。

⑨ 指導事業

(ア) 営農指導事業

第7次地域農業振興計画の基本理念である「持続可能な地域農業の実現」に向けて取り組みました。

稲作については、環境保全米の生産拡大に努めると共に、「ブランド米研究会」を中心にササニシキとささ結を主体に展示圃を設置して品質向上対策と栽培技術の確立に取り組みました。

経営所得安定対策に係る交付申請支援については、地域水田農業ビジョンに基づき集団化による作付を推進し、大豆は59集団979.6haと26農業者177.9ha、麦は2集団23.5haと4農業者23.7ha、飼料作物は7集団126.5haと143農業者158.3haとなりました。

また、実証試験2年目として取り組んだ子実とうもろこしは、19組織64haと11農業者42.1haの作付けを行い、栽培技術の習得と収益性の確認を行いました。

園芸については、県・市補助事業を活用して園芸施設などを導入し、生産量の拡大と品質向上に努めました。また、地産地消に向けた産直組織「あじ菜くらぶ」「ふれあい市」「ほのぼのくらぶ」の拡充を図ると共に、なす・ねぎ・春菊・えだまめの契約栽培の推進と野菜調整所を活用しながら作付拡大に取り組みました。

畜産については、大崎和牛の郷づくり支援強化事業を活用して、良質素牛の導入と飼養頭数の確保に努めました。また、飼料用米の給与を継続すると共に、付加価値をアピールするため飼料用米給与と「みやぎうまれ・みやぎそだち」の表示に取り組み、牛肉の輸出にも取り組みました。

(イ) 生活文化事業

地域とのふれあい活動としてヘルシークッキング（16人）、米粉クッキング（16人）、親子ファミリークッキング（21組47人）の開催や、管内小学校（1校156人）からの要請に応え、地場産大豆を使った豆腐づくりを指導し地域住民・児童の食への関心を高めました。また、JAカルチャー教室（健康講座12人、全5回）、JA女性大学（夢ふるカレッジ4人、全5回）の開催など多彩な活動を展開しました。さらには、安心して暮らせる地域づくりと、豊かな暮らしの実現を目指した、女性部による「花いっぱい運動」と「1支店1協同活動」の充実に努めました。

健康管理活動は、JA総合検診（一日人間ドック65人、脳ドック検診85人、腹部超音波検診276人）を実施すると共に、行政と連携し各種検診（健康診査20人、乳がん140人、子宮がん253人、胃がん244人、大腸がん262人）の一部助成を継続実施し、健康管理への意識高揚に努めました。

福祉活動は女性部や助け合い活動組織「にじの会」の協力を得てミニデイサービス（14地区、215人）の実施や福祉施設・在宅介護宅への訪問活動を行うなど地域における福祉活動に貢献しました。また、スマイルボウリング大会（4会場、172人）の開催や、支店でわいわい茶論（20回、680人）、笑顔お届け隊（12会場、177人）の実施、さらには、特別企画として「年忘れ、落語で笑（ショー）

タイム」（143人）を開催し、地域の高齢者が集う場づくりと健康寿命の伸長へのサポートを行いました。

(ウ) 教育情報事業

a. 組合員組織活動

集落委員会（年4回）や集落座談会（年2回）の開催を通じて、地域農業と協同組合の理解を深める活動を展開しました。

b. 教育広報活動

広報誌「夢ふる」・支店だより・コミュニティー紙を発行したほか、ホームページの充実に努め情報発信の強化に努めました。

また、新型コロナウイルス感染症が5類へ移行し活動制限が緩和された事から、組合員・地域住民とのふれあいの場として経済センターを会場にJAフェスティバル（来場者2,301人）を5年ぶりに開催しました。

c. 農政活動

令和5年10月告示の宮城県議会議員選挙は当地区では無投票となりましたが、農業者の声が政治に反映されるよう候補者全員と政策協定書を締結しました。また「食料・農業・農村基本法」の見直しを控え2月に開催を予定していた「JA古川農政フォーラム」は新型コロナウイルス感染症、インフルエンザの感染拡大が懸念されたため、開催を見送りました。

また、食と農に関する理解の醸成を目的として組合員・地域住民の希望者に、えだ豆プランター栽培セット（175セット）の配付や食農教育の一環として学童農園（小学校9校、小中学校1校、中学校1校、幼稚園等9園）へ資材供給の支援を行いました。

さらには、青色申告を中心に農業経営の改善と適正な税務申告（青色764件、白色117件、消費税86件）を支援しました。

⑩ 経営管理

(ア) 第7次JA経営計画（令和5年度～令和7年度）の初年度として、実践・進捗状況を検証し目標達成に努めました。

(イ) 研修等の充実により、職員のモラル向上とコンプライアンスを重視する意識・組織風土を構築すると共に、マネー・ローンダリング等の組織として求められるリスク管理体制の確立に努めました。

(ウ) 内部統制システムの実践と内部監査の充実に努め、組合員・利用者の安心と信頼に応える自己責任経営の確立に努めました。

(エ) 持続可能なJA基盤の確立・強化に向け、営農経済事業の収支改善に取り組むと共に、JA古川自己改革工程表の検証と見直しを行いました。

(オ) 本店移転先等検討委員会で検討した結果、旧富永小学校を本店事務所の移転先と決定し、大崎市へ申入れを行い、市・地域と移転に向けた協議を実施しました。

5. 事業経過の概要

年 月 日	処 理 事 項
R5. 4. 1～4	決算棚卸監事監査 1～4の内3日間
10	第1回理事会 令和5年度事業計画(案)の設定について外
10	第1回監事会
14～19	みのり監査法人期末監査Ⅰ
20	第2回理事会 本店事務所の移転先の決定について
21～5/12	決算監事監査 支店21～26の内4日間 本店27～5/12の内4日間
28	第3回理事会 令和5年度事業計画の変更について外
5. 2	「第7次地域農業振興計画・JA経営計画」第2回策定常任委員会
12	「第7次地域農業振興計画・JA経営計画」第2回策定委員会
15～18	みのり監査法人期末監査Ⅱ
19	第2回監事会
22	「第7次地域農業振興計画・JA経営計画」第3回策定常任委員会
24	「第7次地域農業振興計画・JA経営計画」第3回策定委員会
31	第4回理事会 令和4年度決算監事監査指摘事項に対する改善措置について外
31	第3回監事会
6. 7	役員推薦会議
9	第4回監事会
13	集落運営委員会
14・15	一斉集落委員会
19～22	集落座談会
23	第5回理事会 大口の信用の供給等の決定について外
28	第25回通常総代会
28	新役員就任
28	第6回理事会 代表理事組合長の選任について外
28	第5回監事会
7. 13～8/1	第1四半期内部監査 支店13～20の内4日間 本店22～8/1の内7日間
13・14	2023JA古川夏の農業機械・自動車合同展示会
14	第6回監事会
31	第7回理事会 令和5年度第1四半期実績の検討について外
8. 9	JAフェスティバル実行委員会
13・19	第16回JA古川組合長旗争奪軟式少年野球大会
30	第8回理事会 計画外による固定資産の取得について外
30	第7回監事会
9. 1	棚卸監事立会(農業機械課)
4～8	みのり監査法人期中監査Ⅰ①
7	第9回理事会 令和5年産米の概算金について外
8	集落運営委員会
11	一斉集落委員会
26	第10回理事会 令和5年度上半期決算基準の設定について外
26	第8回監事会
28	JAフェスティバル実行委員会
29・10/2	第2四半期棚卸監事立会・現金実査
10. 10～12	第2四半期監事監査(組織会計)
16～11/6	第2四半期監事監査 支店16～19の内4日間 本店20～11/6の内5日間
24	「第7次地域農業振興計画・JA経営計画」第1回検証委員会
26	第11回理事会 令和5年度第2四半期実績の検討について外
28	JAフェスティバル2023
11. 6～10	みのり監査法人期中監査Ⅰ②
8	預託家畜棚卸監事監査
8	第9回監事会
27	第12回理事会 令和5年度上半期監事監査指摘事項に対する改善措置について外
27	第10回監事会
12. 4	宮城県常例検査・農林水産省要請検査 4～15の内10日間 講評15

年 月 日	処 理 事 項
12. 20	J A フェスティバル実行委員会
20	集落運営委員会
27	第13回理事会 資産査定規定の一部改正について外
R6. 1. 16~2/5	第3 四半期内部監査 支店16~19の内4日間 本店22~2/5の内6日間
25~30	みのり監査法人期中監査Ⅱ
29	第14回理事会 令和5年度第3 四半期実績の検討について外
29	第11回監事会
2. 6・7	一斉集落委員会
8~14	集落座談会
28	第15回理事会 就業規則等の一部改正について外
28	第12回監事会
3. 7・8	2024 J A 古川春の農業機械・自動車合同展示会
19	「第7次地域農業振興計画・J A経営計画」第2回検証委員会
21~26	みのり監査法人期中監査Ⅲ
27	第16回理事会 令和6年度内部監査計画の設定について外
27	第13回監事会
28	預託家畜棚卸監事監査
29	決算棚卸監事監査・現金実査
29	みのり監査法人期末監査（現金実査・棚卸立会）

6. 農業振興活動

消費者から信頼される産地づくりを目指し、環境保全米の生産拡大に努めると共に、「ブランド米研究会」を中心に「ササニシキ」と「ささ結」を主体に展示圃を設置して品質向上対策と栽培技術の確立に取り組みました。また、J A古川食の安全・安心委員会を中心に栽培履歴の記帳運動とG A Pの周知を行いました。

地産地消の取り組みとしては食料・農業の大切さを消費者に訴えるため、各種イベントを通じて相互理解を深めながら、J A古川管内産農産物の安全・安心をアピールしました。

各関係機関と連携しながら農業資金の融資に努め、集落営農組織や担い手の農業経営のサポートに取り組みました。

7. 地域貢献情報

J A古川は、農業者及び地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する金融機関です。

当J Aの資金は、その大半が組合員の皆さま等からお預かりした大切な財産である「貯金」を源泉としており、資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体等にもご利用いただいております。

当J Aは、地域の一員として農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。また、J Aの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

地域とのふれあい活動として、ヘルシーで簡単な料理を学ぶヘルシークッキングや米粉クッキング、親子で行うファミリークッキングを開催しました。また、健康寿命を延ばすフィットネス教室、J A女性大学（夢ふるカレッジ）を開催しました。さらには、管内小学校からの要望に応え、地場産大豆を使った豆腐づくりを指導するなど、多彩な活動を展開しました。

また、安心して暮らせる地域づくりと、豊かな暮らしの実現を目指した、女性部による「花いっぱい運動」と「1支店1協同活動」の充実に努めました。

健康管理活動としては、行政と連携し各種検診の一部助成を実施すると共に、J A総合検診、脳ドック検診、腹部超音波検診を継続実施し、健康管理への意識高揚に努めました。

福祉活動は女性部や助け合い活動組織「にじの会」の協力を得て実施するミニデイサービスと福祉施設・在宅介護宅への訪問活動を行うなど地域における福祉活動に貢献しました。

また、スマイルボウリング大会の開催や、支店でわいわい茶論、笑顔お届け隊の実施、さらには、特別企画として「年忘れ、落語で笑（ショー）タイム」を開催し、地域の高齢者が集う場づくりと健康寿命の伸長へのサポートを行いました。

8. リスク管理の状況

〔リスク管理体制等〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく平成18年度から「リスク統合管理担当」を設置し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、収益とリスクの適切な管理や資産自己査定の実施などを通じて、リスク管理体制の充実・強化に努めています。

さらに、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、個別の重要案件については理事会において対応方針を決定し、大口案件の貸出についても理事会において決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当規程」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動

性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため自主点検を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え「不測事態対応計画」を策定しています。

[法令遵守体制]

① コンプライアンス基本方針

利用者保護への社会的要請が高まっており、また、最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点に立ち、コンプライアンスを重視した経営に取り組んでいます。

② コンプライアンス運営態勢

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事専務を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス責任者及び担当者を設置しています。

また、基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

なお、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の対応窓口を設置しています。

[金融ADR制度への対応]

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

金融共済部

電話番号：0229-23-6515

受付時間：月～金 9時～17時（但し、金融機関の休業日を除く）

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

①の窓口またはJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話番号：03-6837-1359）にお申し出ください。

外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。

利用者からの直接申し立てを可能としている弁護士会

弁護士会名称

電話番号

・東京弁護士会紛争解決センター 03-3581-0031

・第一東京弁護士会仲裁センター 03-3595-8588

・第二東京弁護士会仲裁センター 03-3581-2249

JAバンク相談所を通じての利用となる弁護士会

・仙台弁護士会紛争解決支援センター

（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。詳しくは上記JAバンク相談所にお申し

出下さい。)

(注) 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 (以下「東京三弁護士会」という)」では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

- ・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

- ・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。

なお、現地調停、移管調停は、全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せ下さい。

・ 共済事業

(一社) 日本共済協会 共済相談所 (電話番号：03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財) 自賠償保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財) 日弁連交通事故相談センター

<https://www.n-tacc.or.jp/>

(公財) 交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせください。

[内部監査体制]

当 J A では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は J A の本店・支店のすべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。

なお、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

9. 自己資本の状況

〔自己資本比率の状況〕

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和6年3月末における自己資本比率は、13.40%となりました。

〔経営の健全性の確保と自己資本の充実〕

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	古川農業協同組合
資本調達の手段	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,435百万円（前年度1,437百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

10. 主な事業の内容

〔信用事業〕

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

◇ 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額に合わせてご利用いただけます。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

【貯金商品】

貯金の種類	特 徴	期 間	お預け入れ金額
普通貯金	いつでも出し入れが自由な貯金です。公共料金などの自動支払、給料、年金などの受取にもご利用下さい。	お出し入れ自由	1円以上
通知貯金	短期間の運用に便利な貯金です。お引き出しの時は2日前にご通知いただく貯金です。	制限なし (7日間の据置期間が必要)	50,000円以上
貯蓄貯金	利便性と有利性を併せもった貯金です。基準残高10万円を超えると市場金利の変動に応じた金利となります。	自由	1円以上
当座貯金	小切手・手形がご利用いただける口座です。	自由	1円以上
スーパー定期貯金	1カ月から5年間までのお預け入れ期間で、幅広いニーズに対応できる定期貯金です。	1カ月～5年	1円以上
大口定期貯金	お預け入れ金額が1千万円以上の定期貯金です。	1カ月～5年	1千万円以上
期日指定定期貯金	個人の方を対象にした複利型の定期貯金です。	最長3年	1円以上 3百万円未満
変動金利定期貯金	お預け入れ期間中、半年ごとに金利が変動します。	1・2・3年	1円以上
積立式定期貯金	結婚や入学など計画に合わせた着実な資金づくりに最適な貯金です。 「エンドレス型」・「満期型」・「年金型」の3コースがあります。	「エンドレス型」 制限なし 「満期型」 6カ月～10年 「年金型」 12カ月以上	1円以上
定期積金	毎月一定額を掛け込む定期積金で、定額式、目標式、満期分散型の方式があります。	6カ月以上 5年以下	1回あたり 1,000円以上
総合口座	普通貯金に定期貯金や定期積金をセットすることができ、セットした定期貯金や定期積金を担保として貸越をご利用いただけます。	自由	1円以上

◇ 貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

【融資商品】

貸出金の種類	お使いみち	ご融資金額	ご融資期間	担保及び保証
貯金担保貸付金	ご自由	担保貯金の範囲内	担保貯金の満期日以内	定期貯金
普通証書貸付金	用途により決定	年収等により決定	25年以内	担保・保証人が必要です。
共済担保貸付金	ご自由	貸付可能額範囲内で 1,000万円以内	1年以内	共済証書
賃貸住宅資金	アパート等の建築資金等	原則2億円以内	30年以内	担保・保証人が必要です。
住宅ローン	住宅の新築資金等	1億円以内	50年以内	保証機関の定めによる。
賃貸住宅ローン	アパート等の建築資金等	4億円以内	30年以内	
リフォームローン	既存住宅の増改築資金等	1,500万円以内	15年以内	
教育ローン	お子様の教育資金	1,000万円以内	15年以内	
マイカーローン	お車の購入	1,000万円以内	15年以内	
フリーローン	ご自由	500万円以内	10年以内	
カードローン	ご自由	500万円以内	1年以内 (自動更新あり)	
農機ハウスローン	農機具の購入等	1,000万円以内 (法人・団体は1,800万円以内)	10年以内	
アグリマイティーフ資金	農業生産資金等	事業費の範囲内	原則10年以内	
アグリスーパー資金	農業経営に必要な運転資金	口座へ入金される販売 代金相当額の範囲内	1年以内	
アグリドリームローン	営農等に必要な資金	1,500万円以内	1年以内 (自動更新あり)	
制度資金融資	国、宮城県、関係市・町の各種制度資金を取り扱っております。			
受託貸付業務等	株式会社日本政策金融公庫などの申込みを受け付けております。			

この他にも、各種の融資商品をご用意しております。詳しくは当JA本・支店にお問い合わせください。

◇ 為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫等の各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国の金融機関への振込・送金、手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速に行えます。

◇ その他の業務及びサービス

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆さまのための給与振込サービス、自動集金サービスなども取り扱っています。

また、国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売の取り扱い、国債の保護預かり、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、各種サービスを実施しています。

業 務 の 種 類	内 容 等
年金・給与等の自動受取	当JAの貯金口座を指定することにより、各種年金、給与、ボーナスなどの自動受取ができます。
公共料金等自動振替	電話・電気・ガス・水道・NHK放送受信料の5大公共料金をはじめ、各種料金の支払いが、お申込みにより当JAの指定貯金口座から自動振替されます。
JAカードの取扱	三菱UFJニコス㈱が発行するJAカードの申込みを受け付けております。
公金の収納	宮城県・大崎市などに支払うお金を、当JA窓口で収納しております。
日銀歳入金の収納	相続税などの日銀歳入金を、当JA東部支店窓口で収納しております。(代理業務)
国債等の窓口販売	短期国債を除く国債を、当JA窓口でお求めいただけます。
個人向けネットバンク	パソコン・スマートフォン等からインターネットを通じてアクセスするだけで、残高照会や振込・振替などの各種サービスがご利用いただけます。
法人ネットバンク	法人・団体向けに残高照会、振込、振替に加え、給与振込や口座振替等がパソコンでご利用いただけます。
JAバンクアプリ	スマートフォン等にアプリをインストールすることで、残高照会や入出金明細を確認することができるサービスです。
iDeCo(みずほプラン)の取扱い	みずほ銀行と連携し、iDeCo(個人型確定拠出年金)のご加入の受付をしております。iDeCoは税制優遇のある年金制度で、月額5,000円から始められる長期積立を税金の負担を小さくして運用することで、将来の年金を増やすことを目指す仕組みです。なお、お申込み条件等は利用者様ごとに異なる場合がありますので、詳しくは各支店にお問い合わせください。
投資信託	投資信託は、たくさんのお客様(投資家)から集められた資金をひとつにまとめ、その資金を運用の専門家が債券や株式などの有価証券に分散投資を行い、これによって得た収益を投資したお客様に還元する実績分配型の金融商品です。ライフプランやニーズに合わせた様々な商品をご用意しています。

[共済事業]

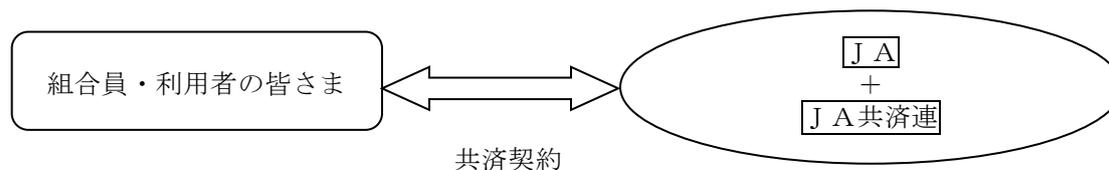
JA共済は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆さまの生命・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

JA共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

◇ JA共済の仕組み

JA共済は、平成17年4月1日から、JAとJA共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。

JAとJA共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。



J A : JA共済の窓口です。

JA共済連 : JA共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済金にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

〔経済・指導事業等〕

経済事業は、組合員や地域の皆さまに肥料、農薬などの農業生産に必要な資材や、食品、灯油、LPガスなど生活関連資材を供給する事業のほか、土地・建物の賃貸、売買の仲介、賃貸住宅の管理業務を行う宅地等供給事業や葬祭事業などの業務を行なっています。

また、組合員の営農を支援するため米穀、園芸、畜産などの農業技術はもとより、農家経営の安定、農業所得の向上を目的とした指導や、組合員が生産した農畜産物を販売する販売事業を行っています。

さらに、組織広報や生活文化活動を通じ、組合員や地域の皆さまへの暮らしのお手伝いをさせていただいております。

○ 系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との二重のセーフティネットで守られています。

◇ 「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇ 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、（1）個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（2）経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（3）全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2023年3月末における残高は1,651億円となっています。

◇ 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2023年3月末現在で4,708億円となっています。

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	4年度 (令和5年3月31日)	5年度 (令和6年3月31日)
(資 産 の 部)		
1 信用事業資産	65,341,239	64,296,437
(1) 現金	441,237	419,227
(2) 預金	37,618,648	34,641,110
系統預金	37,452,656	34,516,614
系統外預金	165,992	124,495
(3) 有価証券	2,602,774	2,618,936
国債	2,402,774	2,218,936
地方債	200,000	400,000
(4) 貸出金	24,724,393	26,658,944
(5) その他の信用事業資産	78,464	85,080
未収収益	61,392	56,761
その他の資産	17,071	28,318
(6) 貸倒引当金	△ 124,278	△ 126,861
2 共済事業資産	2,401	1,446
(1) その他の共済事業資産	2,404	1,447
(2) 貸倒引当金	△ 2	△ 1
3 経済事業資産	1,591,115	1,490,436
(1) 経済事業未収金	815,885	881,412
(2) 経済受託債権	171,329	126,676
(3) 棚卸資産	147,082	137,217
購買品	145,428	134,281
その他の棚卸資産	1,653	2,936
(4) その他の経済事業資産	472,253	360,494
預託家畜	462,522	350,983
その他の資産	9,730	9,511
(5) 貸倒引当金	△ 15,435	△ 15,365
4 雑資産	228,264	201,695
(1) その他の資産	228,304	201,731
(2) 貸倒引当金	△ 40	△ 35
5 固定資産	3,008,862	2,952,236
(1) 有形固定資産	3,003,517	2,948,583
建物	3,421,812	3,429,665
機械装置	1,332,521	1,392,134
土地	1,767,893	1,767,055
リース資産	10,466	10,466
その他の有形固定資産	687,536	704,255
減価償却累計額	△4,216,712	△4,354,994
(2) 無形固定資産	5,344	3,653
6 外部出資	3,509,226	3,509,296
(1) 外部出資	3,509,226	3,509,296
系統出資	3,409,096	3,409,096
系統外出資	100,130	100,200
7 繰延税金資産	62,440	53,838
資産の部合計	73,743,551	72,505,387

(単位：千円)

科 目	4年度 (令和5年3月31日)	5年度 (令和6年3月31日)
(負 債 の 部)		
1 信用事業負債	67,288,831	66,518,682
(1) 貯金	66,612,184	65,705,873
(2) 借入金	621,674	621,183
(3) その他の信用事業負債	54,973	191,625
未払費用	10,602	9,836
その他の負債	44,370	181,788
2 共済事業負債	261,559	197,052
(1) 共済資金	135,184	75,592
(2) 未経過共済付加収入	125,796	120,968
(3) 共済未払費用	577	491
(4) その他の共済事業負債	1	—
3 経済事業負債	705,867	508,781
(1) 経済事業未払金	388,208	354,372
(2) 経済受託債務	288,338	129,642
(3) その他の経済事業負債	29,321	24,766
4 設備借入金	265,000	219,200
5 雑負債	151,430	150,320
(1) 未払法人税等	16,337	5,018
(2) 資産除去債務	2,974	3,048
(3) その他の負債	132,119	142,253
6 諸引当金	500,516	458,746
(1) 賞与引当金	29,350	28,457
(2) 退職給付引当金	471,166	430,288
7 再評価に係る繰延税金負債	308,102	307,870
負債の部合計	69,481,310	68,360,654
(純 資 産 の 部)		
1 組合員資本	3,699,277	3,767,746
(1) 出資金	1,437,182	1,435,161
(2) 資本準備金	3,463	3,463
(3) 利益剰余金	2,265,834	2,334,309
利益準備金	885,376	916,376
その他利益剰余金	1,380,458	1,417,933
固定資産処分積立金	150,000	200,000
農林年金対策積立金	260,000	260,000
特別積立金	758,789	808,789
当期未処分剰余金	211,669	149,144
(うち当期剰余金)	(154,082)	(89,246)
(4) 処分未済持分	△ 7,203	△ 5,188
2 評価・換算差額等	562,962	376,986
(1) その他有価証券評価差額金	△ 159,799	△ 345,169
(2) 土地再評価差額金	722,761	722,156
純資産の部合計	4,262,240	4,144,733
負債及び純資産の部合計	73,743,551	72,505,387

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	4年度	5年度
	(自 令和4年4月 1日 至 令和5年3月31日)	(自 令和5年4月 1日 至 令和6年3月31日)
1 事業総利益	1,526,630	1,493,931
事業収益	4,207,083	3,802,970
事業費用	2,680,452	2,309,039
(1) 信用事業収益	557,407	541,085
資金運用収益	504,409	489,586
(うち預金利息)	(183,132)	(183,185)
(うち有価証券利息)	(21,056)	(25,016)
(うち貸出金利息)	(280,048)	(278,451)
(うちその他受入利息)	(20,172)	(2,934)
役務取引等収益	26,598	31,772
その他事業直接収益	5	—
その他経常収益	26,393	19,726
(2) 信用事業費用	188,908	193,792
資金調達費用	15,118	13,900
(うち貯金利息)	(15,032)	(13,847)
(うち給付補てん備金繰入)	(35)	(22)
(うち借入金利息)	(49)	(29)
役務取引等費用	15,993	16,022
その他事業直接費用	51,580	51,024
その他経常費用	106,216	112,845
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 2,116)	(△ 2,582)
信用事業総利益	368,498	347,292
(3) 共済事業収益	363,794	338,736
共済付加収入	343,594	325,005
その他の収益	20,199	13,730
(4) 共済事業費用	20,624	20,004
共済推進費	9,259	8,460
その他の費用	11,365	11,543
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 0)	(△ 1)
共済事業総利益	343,170	318,731
(5) 購買事業収益	2,366,816	2,287,973
購買品供給高	2,210,358	2,140,582
購買手数料	63,715	60,200
修理サービス料	58,329	48,785
その他の収益	34,413	38,404
(6) 購買事業費用	1,975,846	1,905,833
購買品供給原価	1,848,013	1,786,658
購買品供給費	78,512	81,180
修理サービス費	236	260
その他の費用	49,084	37,734
(うち貸倒引当金繰入額)	(8,002)	—
(うち貸倒引当金戻入益)	—	(△ 537)
購買事業総利益	390,969	382,139
(7) 販売事業収益	238,260	225,046
販売手数料	144,817	137,113

(単位：千円)

科 目	4年度	5年度
	(自 令和4年4月 1日 至 令和5年3月31日)	(自 令和5年4月 1日 至 令和6年3月31日)
その他の収益	93,442	87,933
(8) 販売事業費用	29,467	31,749
販売費	8,387	7,845
その他の費用	21,080	23,904
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 667)	—
(うち貸倒引当金繰入額)	—	(564)
販売事業総利益	208,792	193,297
(9) 保管事業収益	97,560	95,133
(10) 保管事業費用	32,946	39,153
保管事業総利益	64,614	55,980
(11) 利用事業収益	355,981	390,126
(12) 利用事業費用	241,599	220,515
利用事業総利益	114,382	169,611
(13) 宅地等供給事業収益	46,653	40,857
(14) 宅地等供給事業費用	6,489	7,592
宅地等供給事業総利益	40,163	33,265
(15) 指導事業収入	27,578	28,054
(16) 指導事業支出	31,539	34,441
指導事業収支差額	△ 3,960	△ 6,386
2 事業管理費	1,467,783	1,461,337
(1) 人件費	1,074,307	1,065,726
(2) 業務費	43,630	45,342
(3) 諸税負担金	37,522	36,519
(4) 施設費	243,250	237,736
(5) その他事業管理費	69,071	76,012
事 業 利 益	58,847	32,593
3 事業外収益	89,995	87,836
(1) 受取出資配当金	58,151	58,151
(2) 賃貸料	27,707	24,062
(3) 雑収入	4,136	5,622
4 事業外費用	11,999	12,321
(1) 設備借入金利息	293	246
(2) 寄付金	5,793	5,033
(3) 雑損失	5,912	7,041
経 常 利 益	136,844	108,108

(単位：千円)

科 目	4年度	5年度
	(自 令和4年4月 1日 至 令和5年3月31日)	(自 令和5年4月 1日 至 令和6年3月31日)
5 特別利益	50,461	10,302
(1) 固定資産処分益	9,724	—
(2) 受入助成金	14,208	—
(3) 受入共済金	20,996	—
(4) 災害損失引当金戻入	1,316	—
(5) 一般補助金	4,214	10,302
6 特別損失	14,275	11,781
(1) 固定資産処分損	3,593	642
(2) 固定資産圧縮損	5,139	10,302
(3) 減損損失	5,542	837
税引前当期利益	173,029	106,629
法人税・住民税及び事業税	28,211	9,011
法人税等調整額	△ 9,263	8,370
法人税等合計	18,947	17,382
当期剰余金	154,082	89,246
当期首繰越剰余金	56,981	59,292
土地再評価差額金取崩額	605	605
当期末処分剰余金	211,669	149,144

注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	4年度		5年度	
	(自 至)	令和4年4月 1日 令和5年3月31日)	(自 至)	令和5年4月 1日 令和6年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期利益		173,029		106,629
減価償却費		152,294		149,711
減損損失		5,542		837
貸倒引当金の増減額		5,239		2,511
賞与引当金の増減額	△	2,431	△	892
退職給付引当金の増減額	△	30,812	△	40,878
その他引当金の増減額	△	3,389		—
信用事業資金運用収益	△	483,095	△	485,119
信用事業資金調達費用		15,118		13,900
受取雑利息及び受取出資配当金	△	58,151	△	58,151
有価証券関係損益	△	1,147	△	1,532
固定資産売却損益	△	8,415		642
(信用事業活動による資産及び負債の増減)				
貸出金の純増減	△	417,646	△	1,934,550
預金の純増減		200,000		3,000,000
貯金の純増減		284,228	△	906,310
信用事業借入金の純増減	△	1,261	△	490
その他の信用事業資産の純増減	△	3,062	△	9,331
その他の信用事業負債の純増減	△	9,705		137,661
(共済事業活動による資産及び負債の増減)				
共済資金の純増減		69,381	△	59,591
未経過共済付加収入等の純増減	△	5,372	△	4,915
(経済事業活動による資産及び負債の増減)				
受取手形及び経済事業未収金の純増減		125,578	△	65,527
経済受託債権の純増減	△	62,294		44,653
棚卸資産の純増減		28,393		121,622
支払手形及び経済事業未払金の純増減		53,527	△	38,390
経済受託債務の純増減		94,488	△	158,695
(その他の資産及び負債の増減)				
その他の資産の純増減	△	730		26,569
その他の負債の純増減		11,826		17,050
未払消費税等の増減額		12,639	△	6,842
信用事業資金運用による収入		490,058		487,835
信用事業資金調達による支出	△	15,918	△	14,910
共済未収収益による収入		841		956
小 計		618,754		324,448
雑利息及び出資配当金の受取額		58,151		58,151
法人税等の支払額	△	19,975	△	20,330
事業活動によるキャッシュ・フロー		656,931		362,269

科 目	4年度	5年度
	(自 令和4年4月 1日 至 令和5年3月31日)	(自 令和5年4月 1日 至 令和6年3月31日)
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 1,577,331	△ 200,000
有価証券の売却による収入	196,288	—
補助金の受入による収入	4,091	10,302
固定資産の取得による支出	△ 88,219	△ 104,225
固定資産の売却による収入	9,464	△ 624
外部出資による支出	—	△ 70
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,455,706	△ 294,634
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入金の返済による支出	△ 45,800	△ 45,800
出資の払戻による支出	△ 64,549	△ 12,609
出資の増額による収入	60,978	10,588
出資配当金の支払額	△ 21,368	△ 21,377
持分の取得による支出	△ 7,203	△ 5,188
持分の譲渡による収入	12,740	7,203
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 65,202	△ 67,183
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	△ 863,977	451
6 現金及び現金同等物の期首残高	3,503,863	2,639,486
7 現金及び現金同等物の期末残高	2,639,886	2,639,938

4. 注記表

(令和4年度)

- 1 継続組合の前提に関する注記
該当する事項なし
- 2 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 - ① 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）
 - ② その他有価証券
 - (ア) 時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - (イ) 市場価額のない株式等：移動平均法による原価法
 - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
購買品（単品数量管理品）：総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
購買品（数量売価併用管理品）：売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
その他の棚卸資産：個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
 - (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
 - (ア) 建物（建物附属設備を除く）
平成10年3月31日以前に取得したもの：旧定率法
平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの：旧定額法
平成19年4月1日以降に取得したもの：定額法
 - (イ) 建物（建物附属設備を除く）以外
平成19年3月31日以前に取得したもの：旧定率法
平成19年4月1日以降に取得したもの：定率法
平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物：定額法
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）：定額法
 - (4) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。
上記以外の債権については、主として今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。
すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。
 - ② 賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
 - ③ 退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。
なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

① ファイナンス・リース（貸手）に係る収益の計上基準
リース料受取時に収益と費用を計上する方法によっています。

② 収益認識に関する会計基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは移転するにつれて、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額を収益として認識しています。

なお、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

(7) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資等を共同購入し、利用者等に供給する事業であり、当組合は契約に基づき購買品を引き渡す義務を負っています。この履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

また、当組合では葬祭会館を設置しており、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この履行義務は、施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(4) 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して業者等に販売する事業であり、当組合は契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(ウ) 保管事業

組合員が生産した米等を保管・管理する事業であり、当組合は契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この履行義務は、米等の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

(エ) 利用事業

カントリーエレベータ、種子センター、大豆センター等の施設を設置して共同で利用する事業であり、当組合は契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この履行義務は、各施設での作業が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(オ) 宅地等供給事業

宅地等の売買仲介や賃貸建物の賃貸仲介を行う事業であり、当組合は契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この履行義務は、物件の引き渡し完了した時点において充足されると判断し、当該時点で収益を認識しています。

(カ) 指導事業収入

指導事業収入のうち指導実費収入は予冷庫利用料や家畜運搬料等であり、当組合は契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この履行義務は、利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(8) 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目又は項目については「0」で表示しています。

(9) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。

よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については、販売をJAが行いプール計算を行う「JA共同計算」及び販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会宮城県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金、販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。

共同計算に係る収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少させる会計処理を行っています。

③ 預託家畜

当組合は、預託家畜事業を実施しており、預託家畜の所有権を組合に留保する契約を締結しています。

預託家畜については、当組合が組合員に売り渡すか、組合員が当組合の承諾を得て他に転売するまでの間は当組合が所有権を留保し、転売した時点又は代金等を弁済した時点で組合員に所有権が移転するものとし、飼育管理の責任は組合員にあるものとしています。

組合員が飼育している素牛の導入代金相当額については、当組合の貸借対照表のその他の経済事業資産に計上しています。

当組合は、その他の経済事業資産に計上する預託家畜導入代金相当額に関し、所定の利息を受け取り、利息相当額は損益計算書の販売事業収益に計上しています。

④ 収益認識会計基準における代理人として関与する取引の損益計算書の表示

収益認識会計基準の適用により当組合が代理人として関与していると判断される取引において、購買品の供給に係るものについては純額で収益を認識し、購買手数料として表示しています。また、販売品の販売に係るものについては純額で収益を認識し、販売手数料として表示しています。

3 会計方針の変更に関する注記

(1) 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

4 表示方法の変更に関する注記

該当する事項なし

5 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

62,440千円

なお、繰延税金負債と相殺前の金額は62,499千円です。

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和5年度事業計画等を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。

よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類上に計上した金額

5,542千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または

資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において将来キャッシュ・フローについては、令和5年度事業計画等を基礎として算出しており、それ以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

139,756千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

算定方法については、「2 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」に記載しています。

また、主要な仮定は「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

翌事業年度に係る計算書類に与える影響として、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

6 会計上の見積りの変更に関する注記

該当する事項なし

7 誤謬の訂正に関する注記

該当する事項なし

8 貸借対照表に関する注記

(1) 固定資産に関する圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れに伴い建物の取得に際し111,417千円、機械装置の取得に際し285,430千円、その他の有形固定資産の取得に際し14,709千円（構築物2,558千円、車輛運搬費6,896千円、工具器具備品5,254千円）、無形固定資産の取得に際し4,203千円、共済金の受入れに伴い建物の取得に際し10,892千円、機械装置の取得に際し924千円、その他の有形固定資産の取得に際し511千円（工具器具備品511千円）、収用補償の受入れに伴い建物の取得に際し26千円、合計428,117千円の圧縮を行っています。

なお、当該圧縮金額は平成10年度以降に取得した資産にかかる金額です。

(2) リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機、信用・共済・経済管理端末機及び車輛等については、リース契約により使用しています。

(3) オペレーティング・リース取引の内容

ファイナンス・リース取引以外の、所有権が当組合に移転しないオペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

なお、解約可能なオペレーティング・リース取引（一契約300万円を超えるもの）の解約金は10,414千円です。

(4) 担保に供されている資産

担保に供されている資産等は次のとおりです。

日銀オペ償還に伴う激変緩和措置対応資金借入金620,000千円に対する質権設定として

定期預金620,000千円

上記のほか、為替決済用の代用として、定期預金2,000,000千円を差し入れています。

(5) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権

理事に対する金銭債権の総額

金銭債権 47,801千円

(6) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(ⅰ)から(ⅳ)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は120,444千円、危険債権額は85,091千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は205,535千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(7) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価の方法等

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

① 再評価を行った年月日 平成11年3月31日

② 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額

660,490千円

③ 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

9 損益計算書に関する注記

(1) 固定資産減損会計に基づく減損損失の認識

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店及び生活関連共同利用施設ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。なお、農業倉庫は支店の資産グループにグルーピングすると共に、農業機械事業施設や農業関連施設等については支店全体のキャッシュ・フロー生成に寄与していることから、支店全体の共用資産としています。

本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、組合全体の共用資産と認識しています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	そ の 他
旧 A コープ 西古川店	遊休	土地	業務外固定資産
古川新田字経壇土地	遊休	土地	業務外固定資産
旧富永支店農業倉庫跡地	遊休	土地	業務外固定資産
旧西古川支店裏農業倉庫	遊休	土地	業務外固定資産
旧 長 岡 支 店	遊休	土地	業務外固定資産

② 減損損失の認識に至った経緯

旧 A コープ西古川店、古川新田字経壇土地、旧富永支店農業倉庫跡地、旧西古川支店裏農業倉庫及び旧長岡支店の各資産については、遊休資産と認識したことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その差額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳

旧Aコープ西古川店	4,705千円	(土地)	4,705千円)
古川新田字経壇土地	167千円	(土地)	167千円)
旧富永支店農業倉庫跡地	250千円	(土地)	250千円)
旧西古川支店裏農業倉庫	93千円	(土地)	93千円)
旧長岡支店	325千円	(土地)	325千円)
合計	5,542千円		

④ 回収可能価額の算定方法

各資産の回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

10 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫等へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は債券のみであり、満期保有目的及びその他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価額の変動リスクに晒されています。

借入金は、農家組合員に制度資金を転貸するための借入金です。また、日銀オペ償還に伴う激変緩和措置対応資金借入620,000千円を行っています。

設備借入金は、設備取得のための借入金です。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(7) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については、理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本店に融資審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うと共に、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引においては、資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当規程」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

(4) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めると共に、経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.08%上昇したものと想定した場合には、経済価値が28,348千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(7) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む。）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む。）が含まれています。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価額のない株式等は、次表には含めていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	37,618,648	37,637,263	18,614
有価証券			
満期保有目的の債券	396,354	396,380	25
その他有価証券	2,206,420	2,206,420	—
貸出金	24,724,393		
貸倒引当金	△ 124,278		
貸倒引当金控除後	24,600,115	24,753,183	153,067
経済事業未収金	815,885		
貸倒引当金	△ 15,435		
貸倒引当金控除後	800,449	800,449	—
資 産 計	65,621,987	65,793,696	171,708
貯金	66,612,184	66,613,047	863
借入金	621,674	621,720	46
設備借入金	265,000	264,949	△ 50
負 債 計	67,498,858	67,499,718	860

（注） 1 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

2 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

(7) 資産

預金：満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下、「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

有価証券：有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債については、公表された相場価格を用いています。

貸出金：貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

経済事業未収金：経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

(イ) 負債

貯金：要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

借入金及び設備借入金：借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価額のない株式等は次の通りであり、これらは①の金融商品の時価情報には含めていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	3,509,226

(注) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	37,518,648	—	—	—	—	100,000
有価証券 満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	400,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	—	—	—	—	—	2,400,000
貸出金	2,420,865	1,427,177	1,314,100	1,191,472	1,052,976	17,241,064
経済事業未収金	794,147	—	—	—	—	—
合計	40,733,662	1,427,177	1,314,100	1,191,472	1,052,976	20,141,064

(注) 1 貸出金のうち、当座貸越及び組合員口座貸越530,708千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸付金431,000千円については「5年超」に含めています。
2 3カ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等76,735千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
3 経済事業未収金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権21,737千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	65,768,347	411,721	311,808	78,223	42,082	—
借入金	490	620,499	509	174	—	—
設備借入金	45,800	45,800	45,800	45,800	45,800	36,000
合計	65,814,638	1,078,021	358,118	124,198	87,882	36,000

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

11 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの 地方債	200,000	206,330	6,330
時価が貸借対照表計上額を超えないもの 国債	196,354	190,050	△ 6,304
合 計	396,354	396,380	25

② その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却減価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却減価	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却減価を超えないもの 国債	2,206,420	2,366,219	△ 159,799
合 計	2,206,420	2,366,219	△ 159,799

(注) 上記の評価差額159,799千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
債権	196,288	5	—
国債	196,288	5	—
合 計	196,288	5	—

12 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金給付制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	501,979千円
退職給付費用	74,578千円
退職給付の支払額	△ 58,345千円
特定退職金共済制度への拠出金	△ 47,044千円
期末における退職給付引当金	471,166千円

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,204,874千円
特定退職金共済制度	<u>△ 733,707千円</u>
未積立退職給付債務	<u>471,166千円</u>
退職給付引当金	471,166千円

(4) 退職給付に関連する損益

勤務費用	<u>74,578千円</u>
退職給付費用	74,578千円

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林漁業団体職員共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金14,274千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は126,974千円となっています。

13 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	16,216千円
賞与引当金	8,185千円
退職給付引当金	131,408千円
未収収益否認額	35,498千円
前払費用否認額	2,846千円
固定資産償却超過額（減損）	29,680千円
土地減損損失	16,088千円
その他有価証券評価差額金	44,567千円
その他	<u>11,142千円</u>
繰延税金資産小計	295,633千円
評価性引当額（控除）	<u>△233,134千円</u>
繰延税金資産合計(A)	62,499千円
繰延税金負債	
資産除去費用有形資産計上額	<u>△ 58千円</u>
繰延税金負債合計(B)	<u>△ 58千円</u>
繰延税金資産の純額(A)+(B)	<u>62,440千円</u>

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.89%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.39%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	<u>△ 4.68%</u>
住民税均等割額	1.35%
評価性引当金の増減	<u>△ 12.77%</u>
その他	<u>△ 2.23%</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	10.95%

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

当事業年度において、みやぎ発展税の課税実施期間が5年間延長されています。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率について、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度については前事業年度の27.66%から27.89%に変更されましたが、その影響額は軽微です。

なお、令和9年4月1日以降開始する事業年度の法定実効税率は前事業年度どおり27.66%です。

14 賃貸等不動産に関する注記

該当する事項なし

15 合併に関する注記
該当する事項なし

16 新設分割に関する注記
該当する事項なし

17 重要な後発事象に関する注記
該当する事項なし

18 収益認識に関する注記
「2 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため注記を省略しています。

19 その他の注記

(1) 資産除去債務に関する注記

① 当該資産除去債務の概要

本店書類庫に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

本店書類庫の有害物質除去に係る資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は23年、割引率は2.505%を採用しています。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	2,901千円
時の経過による調整額	72千円
期末残高	2,974千円

(2) 持分法の適用に関する注記

① 持分法適用の関連法人等 一社

② 持分法非適用の関連法人等 1社

株式会社古川青果地方卸売市場

持分法非適用の関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、剰余金（持分に見合う額）及び自己資本（持分に見合う額）からみて持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いています。

20 持分法損益等に関する注記
該当する事項なし

21 キャッシュ・フロー計算書に関する注記

(1) 現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	38,059,886千円
定期性預金	△35,420,000千円
現金及び現金同等物	2,639,886千円

(令和5年度)

- 1 継続組合の前提に関する注記
該当する事項なし
- 2 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 - ① 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）
 - ② その他有価証券
 - (ア) 時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - (イ) 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法
 - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
購買品（単品数量管理品）：総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
購買品（数量売価併用管理品）：売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
その他の棚卸資産：個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
 - (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
 - (ア) 建物（建物附属設備を除く）
平成10年3月31日以前に取得したもの：旧定率法
平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの：旧定額法
平成19年4月1日以降に取得したもの：定額法
 - (イ) 建物（建物附属設備を除く）以外
平成19年3月31日以前に取得したもの：旧定率法
平成19年4月1日以降に取得したもの：定率法
平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物：定額法
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）：定額法
 - (4) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。
上記以外の債権については、主として今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。
すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。
 - ② 賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
 - ③ 退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。
なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

- (5) 収益及び費用の計上基準
- ① ファイナンス・リース（貸手）に係る収益の計上基準
リース料受取時に収益と費用を計上する方法によっています。
 - ② 契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益の認識
当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。
 - (ア) 購買事業
農業生産に必要な資材と生活に必要な物資等を共同購入し、利用者等に供給する事業であり、当組合は契約に基づき購買品を引き渡す義務を負っています。この履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
また、当組合では葬祭会館を設置しており、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この履行義務は、施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
 - (イ) 販売事業
組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して業者等に販売する事業であり、当組合は契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
 - (ウ) 保管事業
組合員が生産した米等を保管・管理する事業であり、当組合は契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この履行義務は、米等の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。
 - (エ) 利用事業
カントリーエレベータ、種子センター、大豆センター等の施設を設置して共同で利用する事業であり、当組合は契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この履行義務は、各施設での作業が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
 - (オ) 宅地等供給事業
宅地等の売買仲介や賃貸建物の賃貸仲介を行う事業であり、当組合は契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この履行義務は、物件の引き渡し完了した時点において充足されると判断し、当該時点で収益を認識しています。
 - (カ) 指導事業収入
指導事業収入のうち指導実費収入は予冷庫利用料や家畜運搬料等であり、当組合は契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この履行義務は、利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- (6) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
- (7) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。
- (8) 記載金額の端数処理
記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目又は項目については「0」で表示しています。
- (9) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
- ① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。
 - ② 米共同計算
当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。
そのうち、米については、販売をJAが行いプール計算を行う「JA共同計算」及び販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会宮城県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を

行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金、販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。

共同計算に係る収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少させる

会計処理を行っています。

③ 預託家畜

当組合は、預託家畜事業を実施しており、預託家畜の所有権を組合に留保する契約を締結しています。

預託家畜については、当組合が組合員に売り渡すか、組合員が当組合の承諾を得て他に転売するまでの間は当組合が所有権を留保し、転売した時点又は代金等を弁済した時点で組合員に所有権が移転するものとし、飼育管理の責任は組合員にあるものとしています。

組合員が飼育している素牛の導入代金相当額については、当組合の貸借対照表のその他の経済事業資産に計上しています。

当組合は、その他の経済事業資産に計上する預託家畜導入代金相当額に関し、所定の利息を受け取り、利息相当額は損益計算書の販売事業収益に計上しています。

④ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示

当組合が代理人として関与していると判断される取引において、購買品の供給に係るものについては純額で収益を認識し、購買手数料として表示しています。また、販売品の販売に係るものについては純額で収益を認識し、販売手数料として表示しています。

3 会計方針の変更に関する注記

該当する事項なし

4 表示方法の変更に関する注記

該当する事項なし

5 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

53,838千円

なお、繰延税金負債と相殺前の金額は53,885千円です。

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

課税所得の見積りについては、令和6年度事業計画書等を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際課税所得が生じた時期及び金額が見積と異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

837千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和6年度事業計画等を基礎として算出しており、それ以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

142,263千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

算定方法については、「1重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4)引当金の計上基準」に記載しています。

また、主要な仮定は「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

翌事業年度に係る計算書類に与える影響として、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

6 会計上の見積りの変更に関する注記

該当する事項なし

7 誤謬の訂正に関する注記

該当する事項なし

8 貸借対照表に関する注記

(1) 固定資産に関する圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れに伴い建物の取得に際し111,417千円、機械装置の取得に際し293,746千円、その他の有形固定資産の取得に際し14,709千円（構築物2,558千円、車輛運搬具6,896千円・工具器具備品5,254千円）、無形固定資産の取得に際し4,203千円、共済金の受入れに伴い建物の取得に際し10,892千円、機械装置の取得に際し924千円その他の有形固定資産の取得に際し511千円（工具器具備品511千円）、収用補償の受入れに伴い建物の取得に際し26千円、合計436,434千円の圧縮を行っています。

なお、当該圧縮金額は平成10年度以降に取得した資産にかかる金額です。

(2) リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機、信用・共済・経済管理端末機及び車輛等については、リース契約により使用しています。

(3) オペレーティング・リース取引の内容

ファイナンス・リース取引以外の、所有権が当組合に移転しないオペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

なお、解約可能なオペレーティング・リース取引（一契約300万円を超えるもの）の解約金は6,079千円です。

(4) 担保に供されている資産

担保に供されている資産等は次のとおりです。

日銀オペ償還に伴う激変緩和措置対応資金借入金620,000千円に対する質権設定として

定期預金620,000千円

上記のほか、為替決済用の代用として、定期預金2,000,000千円を差し入れています。

(5) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権

理事に対する金銭債権の総額

金銭債権 8,185千円

(6) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は122,662千円、危険債権額は79,346千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出

金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は202,008千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(7) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価の方法等

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

① 再評価を行った年月日 平成11年3月31日

② 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額

606,640千円

③ 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

9 損益計算書に関する注記

(1) 固定資産減損会計に基づく減損損失の認識

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店及び生活関連共同利用施設ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。なお、農業倉庫は支店の資産グループにグルーピングすると共に、農業機械事業施設や農業関連施設等については支店全体のキャッシュ・フロー生成に寄与していることから、支店全体の共用資産としています。

本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、組合全体の共用資産と認識しています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	そ の 他
古川新田字経壇土地	遊休	土地	業務外固定資産
旧富永支店農業倉庫跡地	遊休	土地	業務外固定資産
旧 長 岡 支 店	遊休	土地	業務外固定資産

② 減損損失の認識に至った経緯

古川新田字経壇土地、旧富永支店農業倉庫跡地、及び旧長岡支店の各資産については、遊休資産と認識したことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その差額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳

古川新田字経壇土地	117千円（土 地	117千円)
旧富永支店農業倉庫跡地	219千円（土 地	219千円)
旧 長 岡 支 店	500千円（土 地	500千円)
合 計	837千円	

④ 回収可能価額の算定方法

各資産の回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

10 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫等へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は債券のみであり、満期保有目的及びその他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価額の変動リスクに晒されています。

借入金は、農家組合員に制度資金を転貸するための借入金です。また、日銀オペ償還に伴う激変緩和措置対応資金借入620,000千円を行っています。

設備借入金は、設備取得のための借入金です。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(7) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については、理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本店に融資審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うと共に、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引においては、資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当規程」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

(4) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めると共に、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.39%上昇したものと想定した場合には、経済価値が73,960千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(7) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む。）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む。）が含まれています。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価額のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	34,641,110	34,632,750	△ 8,359
有価証券			
満期保有目的の債権	596,496	574,870	21,626
その他有価証券	2,022,440	2,022,440	—
貸出金	26,658,944		
貸倒引当金	△ 126,861		
貸倒引当金控除後	26,532,083	26,649,911	117,827
経済事業未収金	881,412		
貸倒引当金	△ 15,365		
貸倒引当金控除後	866,046	866,046	—
資産計	64,658,176	64,746,018	87,842
貯金	65,705,873	65,682,245	△ 23,628
借入金	621,183	621,206	22
設備借入金	219,200	219,141	△ 58
負債計	66,546,257	66,522,592	23,664

(注) 1 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を除しています。

2 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

(7) 資産

預金：満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によつています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下、「OIS」という。) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

有価証券：有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債については、公表された相場価格を用いています。

貸出金：貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によつています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

経済事業未収金：経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によつています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

(4) 負債

貯金：要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

借入金及び設備借入金：借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によつています。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- ③ 市場価額のない株式等は次の通りであり、これらは①の金融商品の時価情報には含めていません。
(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	3,509,296

(注) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

- ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	34,541,110	—	—	—	—	100,000
有価証券 満期保有目的の 債券 その他有価証券 のうち満期がある もの	—	—	—	—	100,000	500,000 2,400,000
貸出金	2,467,214	1,491,647	1,369,910	1,236,543	1,134,087	18,887,307
経済事業未収金	858,195	—	—	—	—	—
合計	37,866,520	1,491,647	1,369,910	1,236,543	1,234,087	21,887,307

- (注) 1 貸出金のうち、当座貸越及び組合員口座貸越527,057千円については「1年以内」に含めています。
また、期限のない劣後特約付貸付金431,000千円については「5年超」に含めています。
2 3カ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等72,233千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
3 経済事業未収金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権23,216千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- ⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	64,892,622	399,117	284,376	47,466	82,290	—
借入金	620,499	509	174	—	—	—
設備借入金	45,800	45,800	45,800	45,800	36,000	—
合計	65,558,922	445,426	330,351	93,266	118,290	—

- (注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

11 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの 地方債	300,000	301,100	1,100
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	174,700	△ 21,796
	地方債	99,070	△ 930
合 計	596,496	574,870	△ 21,626

② その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却減価	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの 国債	2,022,440	2,367,609	△ 345,169
計	2,022,440	2,367,609	△ 345,169

(注) 上記の評価差額345,169千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券
当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券
当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

12 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金給付制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	471,116千円
退職給付費用	70,529千円
退職給付の支払額	△ 64,347千円
特定退職金共済制度への拠出金	△ 47,060千円
期末における退職給付引当金	430,288千円

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,136,821千円
特定退職金共済制度	<u>△ 706,532千円</u>
未積立退職給付債務	<u>430,288千円</u>
退職給付引当金	<u>430,288千円</u>

(4) 退職給付に関連する損益

勤務費用	<u>70,529千円</u>
退職給付費用	<u>70,529千円</u>

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林漁業団体職員共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金13,619千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は106,518千円となっています。

13 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	15,706千円
賞与引当金	7,936千円
退職給付引当金	119,312千円
未収収益否認額	35,423千円
前払費用否認額	2,027千円
固定資産償却超過額（減損）	27,792千円
土地減損損失	15,955千円
その他有価証券評価差額金	95,473千円
その他	<u>10,508千円</u>
繰延税金資産小計	330,137千円
評価性引当額（控除）	<u>△276,252千円</u>
繰延税金資産合計(A)	53,885千円
繰延税金負債	
資産除去費用有形資産計上額	<u>△ 46千円</u>
繰延税金負債合計(B)	<u>△ 46千円</u>
繰延税金資産の純額(A)+(B)	<u>53,838千円</u>

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.89%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.95%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	<u>△ 7.60%</u>
住民税均等割額	2.19%
評価性引当金の増減	<u>△ 7.30%</u>
その他	<u>△ 1.83%</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.30%

14 賃貸不動産に関する注記

該当する事項なし

15 合併に関する注記

該当する事項なし

16 新設分割に関する注記

該当する事項なし

17 重要な後発事象に関する注記

該当する事項なし

18 収益認識に関する注記

「2 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため注記を省略しています。

19 その他の注記

(1) 資産除去債務に関する注記

① 当該資産除去債務の概要

本店書類庫に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

本店書類庫の有害物質除去に係る資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は23年、割引率は2.505%を採用しています。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	2,974千円
時の経過による調整額	74千円
期末残高	3,048千円

(2) 持分法の適用に関する注記

① 持分法適用の関連法人等 一社

② 持分法非適用の関連法人等 1社

株式会社古川青果地方卸売市場

持分法非適用の関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、剰余金（持分に見合う額）及び自己資本（持分に見合う額）からみて持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いています。

20 持分法損益等に関する注記

該当する事項なし

21 キャッシュ・フロー計算書に関する注記

(1) 現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	35,060,338千円
定期性預金	<u>△32,420,400千円</u>
現金及び現金同等物	2,639,938千円

5. 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	4年度	5年度
1 当期末処分剰余金	211,669,237	149,144,353
2 任意積立金取崩額	150,000,000	—
固定資産処分積立金	150,000,000	—
計	361,669,237	—
3 剰余金処分量	302,377,199	96,374,976
(1) 利益準備金	31,000,000	18,000,000
(2) 任意積立金	250,000,000	57,000,000
特別積立金	50,000,000	57,000,000
固定資産処分積立金	200,000,000	—
(3) 出資配当金	21,377,199	21,374,976
普通出資に対する配当金	21,377,199	21,374,976
4 次期繰越剰余金	59,292,038	52,769,377

(注記) 1 普通出資に対する配当割合は、次のとおりです。

(1) 普通出資に対する配当の割合

令和4年度 1.5% 令和5年度 1.5%

2 任意積立金のうち、固定資産処分積立金の積立目的、積立目標額、積立基準、取崩基準は次のとおりです。

(1) 積立目的 固定資産の減損損失の発生及び固定資産の解体費用等の発生に伴う損失に備えるため。

(2) 積立目標額 200,000,000円

(3) 積立基準 原則として、固定資産処分積立金の期末残高と積立目標額の差額を積み立てるものとする。

(4) 取崩基準 10,000,000円以上の固定資産の減損損失の発生及び固定資産の解体費用等が発生した場合、当該年度にその額を取り崩す。

3 次期繰越剰余金には、農業協同組合法第51条第7項に規定する営農指導・生活文化改善事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

令和4年度 8,000,000円 令和5年度 4,500,000円

6. 部門別損益計算書
(令和4年度)

(単位：千円)

区 分	合 計	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	共 通 管 理 費 等
事業収益 ①	4,532,797	557,407	363,794	2,494,829	1,092,378	24,387	
事業費用 ②	3,006,166	188,908	20,624	1,928,201	843,469	24,962	
事業総利益 ③ (①-②)	1,526,630	368,498	343,170	566,627	248,909	△ 575	
事業管理費 ④	1,467,783	233,845	245,650	529,203	298,935	160,147	
(うち減価償却費 ⑤)	(151,239)	(7,541)	(7,059)	(104,199)	(26,979)	(5,458)	
(うち人件費 ⑥)	(1,074,307)	(189,429)	(203,908)	(323,083)	(224,303)	(133,582)	
※うち共通管理費 ⑦		55,760	54,686	142,173	64,545	23,039	△340,205
(うち減価償却費 ⑧)		(1,130)	(1,109)	(2,883)	(1,308)	(467)	(△6,899)
(うち人件費 ⑨)		(26,847)	(26,330)	(68,453)	(31,077)	(11,092)	(△163,801)
事業利益 ⑩ (③-④)	58,847	134,652	97,519	37,424	△50,026	△160,722	
事業外収益 ⑪	89,995	42,167	20,081	18,555	7,040	2,150	
※うち共通分 ⑫		5,205	5,105	13,272	6,025	2,150	△31,579
事業外費用 ⑬	11,999	1,127	1,075	7,999	1,344	452	
※うち共通分 ⑭		1,093	1,071	2,786	1,265	451	△ 6,668
経常利益 ⑮ (⑩+⑪-⑬)	136,844	175,692	116,526	47,980	△ 44,330	△159,024	
特別利益 ⑯	50,461	3,699	3,634	31,291	8,674	3,161	
※うち共通分 ⑰		3,388	3,323	8,639	3,922	1,399	△20,672
特別損失 ⑱	14,275	1,452	1,424	7,917	2,881	600	
※うち共通分 ⑲		1,452	1,424	3,703	1,681	600	△ 8,861
税引前当期利益 ⑳ (⑮+⑯-⑱)	173,029	177,939	118,735	71,354	△38,537	△156,463	
営農指導事業分配減額 ㉑		38,377	37,083	48,528	32,473	△156,463	
営農指導事業分配減後 税引前当期利益 ㉒ (㉑-㉑)	173,029	139,562	81,562	22,825	△ 71,011		

(注) ⑦、⑫、⑭、⑰、⑲は、各事業に直課できない部分です。

(注記) 1 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費等

(人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値により配賦しています。

(2) 営農指導事業

(均等割+事業総利益割)の平均値により配賦しています。

2 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

(単位：%)

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	計
共通管理費等	16.39	16.08	41.79	18.97	6.77	100
営農指導事業	24.53	23.70	31.02	20.75		100

(令和5年度)

(単位：千円)

区 分	合 計	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	共 通 管 理 費 等
事業収益 ①	4,386,204	541,085	338,736	2,443,591	1,040,370	22,420	
事業費用 ②	2,892,272	193,792	20,004	1,841,817	808,902	27,755	
事業総利益 ③ (①-②)	1,493,931	347,292	318,731	601,774	231,467	△ 5,335	
事業管理費 ④	1,461,337	235,969	239,201	527,781	301,990	156,394	
(うち減価償却費 ⑤)	(148,612)	(7,902)	(7,082)	(100,767)	(24,885)	(7,975)	
(うち人件費 ⑥)	(1,065,726)	(189,728)	(197,461)	(322,155)	(229,368)	(127,012)	
※うち共通管理費 ⑦		58,619	54,679	150,672	64,233	25,065	△353,270
(うち減価償却費 ⑧)		(1,333)	(1,243)	(3,427)	(1,461)	(570)	(△8,036)
(うち人件費 ⑨)		(27,197)	(25,369)	(69,906)	(29,801)	(11,629)	(△163,903)
事業利益 ⑩ (③-④)	32,593	111,323	79,529	73,992	△ 70,522	△ 161,730	
事業外収益 ⑪	87,836	41,473	19,215	18,897	6,315	1,935	
※うち共通分 ⑫		4,449	4,150	11,437	4,876	1,902	△26,817
事業外費用 ⑬	12,321	1,216	1,124	8,109	1,355	515	
※うち共通分 ⑭		1,205	1,124	3,099	1,321	515	△7,266
経常利益 ⑮ (⑩+⑪-⑬)	108,108	151,579	97,620	84,780	△65,562	△160,310	
特別利益 ⑯	10,302	—	—	10,302	—	—	
※うち共通分 ⑰		—	—	—	—	—	
特別損失 ⑱	11,781	150	139	11,133	294	64	
※うち共通分 ⑲		150	139	385	164	64	△904
税引前当期利益 ⑳ (⑮+⑯-⑱)	106,629	151,429	97,480	83,949	△65,856	△160,374	
営農指導事業分酒賦減額 ㉑		38,569	37,045	52,141	32,617	△160,374	
営農指導事業分酒賦減後 税引前当期利益 ㉒ (㉑-㉒)	106,629	112,860	60,434	31,808	98,474		

(注) 1 ⑦、⑫、⑭、⑰、⑲は、各事業に直課できない部分です。

2 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値により配賦しています。

(2) 営農指導事業

(均等割+事業総利益割)の平均値により配賦しています。

2 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	合 計
共通管理費等	16.59	15.48	42.65	18.18	7.10	100
営農指導事業	24.05	23.10	32.51	20.34		100

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和6年6月26日

古川農業協同組合

代表理事組合長 佐々木 浩治

8. 会計監査人の監査

令和4年度及び5年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、口、人、%)

項目	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
経常収益(事業収益)	4,431,163	4,214,421	4,364,807	4,532,797	4,386,204
信用事業収益	574,422	554,634	560,706	557,407	541,085
共済事業収益	412,979	388,307	380,948	363,794	338,736
農業関連事業収益	2,245,567	2,289,989	2,353,823	2,494,829	2,443,591
その他事業収益	1,198,193	981,488	1,069,329	1,116,765	1,062,790
経常利益	155,829	152,691	174,615	136,844	108,108
当期剰余金	141,785	139,891	68,440	154,082	89,246
出資金	1,461,409	1,449,274	1,440,753	1,437,182	1,435,161
(出資口数)	(1,461,409)	(1,449,274)	(1,440,753)	(1,437,182)	(1,435,161)
純資産額	4,127,117	4,249,827	4,279,947	4,262,240	4,144,733
総資産額	67,945,356	71,214,429	73,326,732	73,743,551	72,505,387
貯金等残高	60,566,306	63,891,206	66,327,956	66,612,184	65,705,873
貸出金残高	22,036,166	23,308,217	24,306,746	24,724,393	26,658,944
有価証券残高	699,982	—	1,372,970	2,602,774	2,618,936
剰余金配当金額	—	14,285	21,368	21,377	21,374
出資配当額	—	14,285	21,368	21,377	21,374
事業利用分量配当額	—	—	—	—	—
職員数	210	216	208	197	195
単体自己資本比率	9.63	9.55	9.62	12.63	13.40

- (注) 1 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3 信託業務の取り扱いは行っていません。
 4 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合法等がその経営の判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：千円、%)

項目	4年度	5年度	増減
資金運用収支	489,291	475,686	△13,605
役務取引等収支	10,605	15,749	5,144
その他信用事業収支	△131,398	△144,143	△12,745
信用事業粗利益	368,498	347,292	△21,206
信用事業粗利益率	0.56	0.54	△0.02
事業粗利益	1,598,083	1,578,318	△19,765
事業粗利益率	2.16	2.17	0.01
事業純益	130,299	110,413	△19,886
実質事業純益	130,299	116,980	△13,319
コア事業純益	130,299	116,980	△13,319
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	130,299	116,980	△13,319

3. 資金運用収支の内訳

(単位：千円、%)

項目	4年度			5年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	65,183,639	504,409	0.77	64,342,442	489,586	0.76
うち預金	38,113,100	203,304	0.53	35,825,007	186,119	0.51
うち有価証券	2,514,351	21,056	0.83	2,853,054	25,016	0.87
うち貸出金	24,556,187	280,048	1.14	25,664,381	278,451	1.08
資金調達勘定	68,040,200	15,118	0.02	66,991,316	13,900	0.02
うち貯金・定期積金	67,417,613	15,068	0.02	66,369,779	13,870	0.02
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	622,586	49	0.00	621,537	29	0.00
総資金利ざや	0.49			0.47		

(注) 1 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率(資金調達利回+経費率)

2 資金運用勘定の利息欄の預金には、農林中金からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

項 目	4年度増減額	5年度増減額
受 取 利 息	△10,814	△14,822
うち預金	△23,730	△17,185
うち有価証券	20,136	3,959
うち貸出金	△7,220	△1,596
支 払 利 息	△436	△1,217
うち貯金・定期積金	△403	△1,197
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	△32	△20
差 引	10,378	13,605

(注) 1 増減額は前年度対比です。

2 受取利息の預金には、農林中金からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：千円、%)

種 類	4年度	5年度	増減
流動性貯金	30,043,674(44.6)	31,072,699 (46.8)	1,029,024
定期性貯金	37,349,387(55.4)	35,273,580 (53.2)	△2,075,806
その他の貯金	24,552(0.00)	23,499 (0.00)	△1,052
計	67,417,613(100.0)	66,369,779 (100.0)	△1,047,834
譲渡性貯金	—(—)	—(—)	
合 計	67,417,613(100.0)	66,369,779 (100.0)	△1,047,834

(注) 1 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3 () 内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位：千円、%)

種 類	4年度	5年度	増 減
定 期 貯 金	35,303,807 (100.0)	33,225,924(100.0)	△20,778,893
うち固定金利定期	35,303,807 (100.0)	35,225,924(100.0)	△20,778,883
うち変動金利定期	— (—)	— (—)	—

(注) 1 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3 () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：千円)

種 類	4年度	5年度	増 減
手形貸付	—	—	—
証書貸付	23,555,054	24,655,471	1,100,417
当座貸越	552,323	561,331	9,007
組合員口座貸越	17,809	16,577	△1,231
金融機関貸付	431,000	431,000	—
割引手形	—	—	—
合 計	24,556,187	25,664,381	1,108,192

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	4年度	5年度	増 減
固定金利貸出	6,188(25.0)	5,716(21.4)	△472
変動金利貸出	18,535(75.0)	20,942(78.6)	2,406
合 計	24,724(100.0)	26,658 (100.0)	1,934

(注) () 内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	4年度	5年度	増 減
貯金・定期積金等	37	16	△21
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	1,279	1,185	△93
そ の 他 担 保 物	347	316	△31
小 計	1,665	1,518	△146
農業信用基金協会保証	5,252	5,840	588
そ の 他 保 証	17,375	18,868	1,492
小 計	22,628	24,709	2,081
信 用	431	431	—
合 計	24,724	26,658	1,934

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高
該当する取引はありません。

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	4年度	5年度	増 減
設 備 資 金	23,092 (93.4)	24,795 (93.0)	△1,703
運 転 資 金	1,629 (6.6)	1,863 (7.0)	234
合 計	24,724 (100.0)	26,658 (100.0)	△1,469

(注) () 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	4年度	5年度	増 減
農 業	873 (3.6)	798 (3.0)	△75
林 業	0 (0.0)	0 (0.0)	0
水産業	0 (0.0)	0 (0.0)	0
製造業	2,121 (8.6)	2,139 (8.0)	18
鉱 業	158 (0.7)	151 (0.6)	△7
建設・不動産業	1,606 (6.5)	1,526 (5.7)	△80
電気・ガス・熱供給水道業	141 (0.6)	135 (0.5)	△6
運輸・通信業	697 (2.8)	701 (2.6)	4
金融・保険業	488 (2.0)	458 (1.7)	△30
卸売・小売・サービス業・飲食業	2,377 (9.3)	2,362 (8.9)	△15
地方公共団体	104 (0.4)	95 (0.4)	△9
非営利法人	20 (0.1)	16 (0.1)	△4
その他	16,174 (65.4)	18,271 (68.5)	2,097
合 計	24,724 (100.0)	26,658 (100.0)	1,934

(注) () 内は構成比 (貸出金全体に対する割合) です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

(ア) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	4年度	5年度	増 減
農業	1,717	1,700	△17
穀作	239	228	△11
野菜・園芸	17	17	0
果樹・樹園農業	6	—	△6
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	34	29	△5
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	1,419	1,424	4
農業関連団体等	—	—	—
合 計	1,717	1,700	△17

- (注) 1 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
 なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
- 2 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
- 3 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

(イ) 資金種類別

[貸出金]

(単位：百万円)

種 類	4年度	5年度	増 減
プロパー資金	1,389	1,427	37
農業制度資金	328	273	△55
農業近代化資金	93	84	△8
その他制度資金	235	188	△46
合 計	1,717	1,700	△17

- (注) 1 プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
- 2 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的又は間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
- 3 その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

(単位：百万円)

種 類	4年度	5年度	増 減
日本政策金融公庫資金	177	166	10
その他	—	—	—
合 計	177	166	10

- (注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：千円)

債権区分		債権額	保 全 額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4年度	120,444	42,659	28,389	49,395	120,444
	5年度	122,662	42,830	34,191	45,640	122,622
危険債権	4年度	85,091	35,995	49,095	0	85,091
	5年度	79,346	31,641	47,704	—	79,346
要管理債権	4年度	—	—	—	—	—
	5年度	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	4年度	—	—	—	—	—
	5年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	4年度	—	—	—	—	—
	5年度	—	—	—	—	—
小 計	4年度	205,535	78,655	77,485	49,395	205,535
	5年度	202,008	74,471	81,895	45,640	202,008
正常債権	4年度	24,580,250				
	5年度	26,513,696				
合 計	4年度	24,785,785				
	5年度	26,715,705				

(注) 1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3 要管理債権

4 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と 5 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	4年度					5年度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その 他				目的 使用	その 他	
一般貸倒引当金	75,104	74,883	—	75,104	74,883	74,883	81,220	—	74,883	81,220
個別貸倒引当金	51,290	49,395	—	51,290	49,395	49,395	45,640	—	49,395	45,640
合 計	126,395	124,278	—	126,395	124,278	124,278	126,861	—	124,278	126,861

⑪ 貸出金償却の額

該当する取引はありません。

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

種 類		4年度		5年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件 数	11,298	116,839	12,716	115,385
	金 額	12,649,519	21,640,180	12,716,431	19,898,693
代金取立為替	件 数	16	11	—	—
	金 額	1,793	4,839	—	—
雑 為 替	件 数	1,094	620	1,085	689
	金 額	298,751	148,420	241,989	121,042
合 計	件 数	12,408	117,470	13,801	116,074
	金 額	12,950,064	21,793,440	12,958,421	20,019,735

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：千円)

種 類	4年度	5年度	増 減
国 債	2,488,597	2,562,070	73,472
地 方 債	25,753	290,983	265,230
政府保証債	—	—	—
金 融 債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社 債	—	—	—
株 式	—	—	—
その他の証券	—	—	—
合 計	2,514,351	2,853,054	338,703

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位：千円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
4年度								
国 債	—	—	—	—	—	2,402,774	—	2,402,774
地 方 債	—	—	—	—	—	200,000	—	200,000
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—
5年度								
国 債	—	—	—	—	—	2,218,936	—	2,218,936
地 方 債	—	—	—	—	—	400,000	—	400,000
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の債券]

(単位：千円)

	種 類	4年度			5年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	200,000	206,330	6,330	300,000	301,100	1,100
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	200,000	206,330	6,330	300,000	301,100	1,100
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	196,354	190,050	△ 6,304	196,496	174,700	△21,796
	地 方 債	—	—	—	100,000	99,070	△ 930
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	196,354	190,050	△ 6,304	296,496	273,770	△22,556
合 計		—	396,354	396,380	596,496	574,870	△21,626

[その他有価証券]

(単位：千円)

	種 類	4 年度			5 年度		
		貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	—	—	—	—	—	—
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	2,206,420	2,366,219	△159,799	—	—	—
	国債	2,206,420	2,366,219	△159,799	2,022,440	2,367,609	△345,169
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小計	2,206,420	2,366,219	△159,799	2,022,440	2,367,609	△345,169
合 計	2,206,420	2,366,219	△159,799	2,022,440	2,367,609	△345,169	

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済保有高

(単位：件、千円)

種 類	4 年度		5 年度	
	件数	金額	件数	金額
終身共済	5,969	57,835,338	5,890	54,719,615
定期生命共済	102	773,100	109	892,600
養老生命共済	3,093	23,569,609	2,701	20,397,228
うちこども共済	1,007	5,429,400	972	4,983,900
医療共済	5,962	1,918,950	5,868	1,762,450
がん共済	1,008	148,000	1,012	144,500
定期医療共済	366	975,500	351	941,200
介護共済	343	296,266	417	405,443
認知症共済	132		143	
生活障害共済	96		94	
特定重度疾病共済	208		203	
年金共済	1,709	10,000	1,663	10,000
建物更生共済	7,277	108,686,330	7,218	108,517,460
合 計	26,265	194,213,094	25,669	187,790,498

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	4 年度		5 年度	
	件数	金額	件数	金額
医 療 共 済	5,962	33,609 143,120	5,868	31,287 178,043
が ん 共 済	1,008	6,355	1,012	6,253
定期医療共済	366	1,823	351	1,755
合 計	7,336	41,787 143,120	7,231	39,295 178,043

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	4 年度		5 年度	
	件数	金額	件数	金額
介 護 共 済	343	682,226	417	786,997
認知症共済	132	241,900	143	255,400
生活障害共済（一時金型）	63	394,500	60	343,000
生活障害共済（定期年金型）	33	35,500	34	38,600
特定重度疾病共済	208	247,200	203	246,200

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：件、千円)

種 類	4 年度		5 年度	
	件数	金額	件数	金額
年 金 開 始 前	1,345	590,416	1,303	556,088
年 金 開 始 後	364	172,594	360	172,101
合 計	1,709	763,011	1,663	728,190

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：件、千円)

種 類	4 年度			5 年度		
	件数	金 額	掛金	件数	金額	掛金
火 災 共 済	919	6,521,740	7,401	851	6,148,630	6,859
自 動 車 共 済	10,122	/	423,909	10,002	/	421,544
傷 害 共 済	9,831	34,363,700	28,820	11,646	43,473,500	27,744
団体定期生命共済	—	—	—	—	—	—
定額定期生命共済	—	—	—	—	—	—
賠償責任共済	685	/	1,704	670	/	1,826
自 賠 責 共 済	3,064	/	58,213	3,100	/	52,791
合 計	24,621	/	520,048	26,269	/	510,766

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載しています。

3. 農業・生活その他事業取扱実績

(1) 購買事業取扱実績

①買取購買品取扱実績

(単位：千円)

種 類	4年度	5年度	
	供 給 高	供 給 高	
生産購買事業	肥 料	416,337	386,114
	飼 料	251,757	242,293
	農 薬	339,167	356,971
	その他生産資材	247,751	238,146
	計	1,255,013	1,223,526
生活購買事業	食 品	73,216	71,740
	衣 料 品	1,359	1,606
	耐久消費財	6,566	1,492
	その他生活資材	54,990	50,878
	計	136,133	125,717
葬 祭 事 業	222,183	221,067	
農 業 機 械 事 業	406,999	384,188	
自動車燃料事業	石 油 類	6,163	5,822
	L P ガ ス	80,109	72,261
	一 般 燃 料	2,142	2,230
	軽 油	161,037	160,327
	灯 油	146,353	143,878
	重 油 類	12,396	11,628
	自 動 車	68,039	59,217
	計	476,241	455,367
宮沢給油所事業	86,068	78,753	
敷玉給油所事業	51,780	52,426	
合 計	2,634,420	2,541,047	

(2) 販売事業取扱実績

①受託販売品

(単位：千円)

種 類	4年度	5年度
	取 扱 高	取 扱 高
米	2,825,444	2,558,903
政府備蓄米	318,032	378,153
く ず 米	87,448	118,355
種 粃	138,583	126,413
小 麦	7,543	7,724
大 麦	—	—
大 豆	310,766	189,300
野 菜	414,636	360,809
菌 茸	—	—
花 卉	3,420	2,226
肉 牛	1,027,800	990,895
仔 牛	237,341	184,022
肉 豚	3,246	3,883
仔 豚	—	—
生 乳	77,173	74,674
そ の 他	—	—
合 計	5,451,436	5,048,978

②買取販売品

(単位：千円)

種 類	4年度	5年度
	取 扱 高	取 扱 高
米	4,209	—
青果物	—	53,617
合 計	4,209	53,617

(3) 保管事業取扱実績

(単位：千円)

項 目	4年度	5年度
収 益	97,560	95,133
費 用	32,946	39,153
差 引	64,614	55,980

(4) 利用事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		金額	
		4年度	5年度
西部カントリー事業	収 益	79,059	76,272
	費 用	54,143	43,376
	差 引	24,916	32,895
南部カントリー事業	収 益	58,716	55,122
	費 用	40,027	32,109
	差 引	18,688	23,012
大崎市古川カントリー事業	収 益	60,652	59,387
	費 用	45,140	35,848
	差 引	15,512	23,538
種子センター事業	収 益	23,568	24,915
	費 用	12,585	14,883
	差 引	10,983	10,031
大豆センター事業	収 益	65,882	97,783
	費 用	42,599	48,712
	差 引	23,282	49,071
機械施設利用事業	収 益	57,076	68,978
	費 用	45,866	45,529
	差 引	11,210	23,448
農地利用集積円滑化事業	収 益	9,055	7,667
	費 用	116	55
	差 引	8,938	7,612
農業経営事業	収 益	1,968	—
	費 用	1,118	—
	差 引	850	—
合 計	収 益	355,981	390,126
	費 用	241,599	220,515
	差 引	114,382	169,611

(5) その他事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		4年度	5年度
宅地等供給事業	収 益	46,653	40,857
	費 用	6,489	7,592
	差 引	40,163	33,265

4. 指導事業

(単位：千円)

項 目		4年度	5年度
収入	賦 課 金	12,616	12,536
	指 導 補 助 金	10,715	9,882
	実 費 収 入	4,246	5,603
	指 導 雑 収 入	—	33
	計	27,578	28,054
支出	営 農 改 善 費	24,962	27,755
	生 活 文 化 費	2,533	2,455
	教 育 情 報 費	4,043	4,230
	計	31,539	34,441
差 引		△3,960	△6,386

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

項 目	4年度	5年度	増 減
総資産経常利益率	0.18	0.14	△0.04
資本経常利益率	3.21	2.60	△0.61
総資産当期純利益率	0.20	0.12	△0.08
資本当期純利益率	3.61	2.15	△1.46

(注) 1 総資産経常利益率＝経常利益/総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

2 資本経常利益率＝経常利益/純資産勘定平均残高×100

3 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）/総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

4 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）/純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区 分		4年度	5年度	増 減
貯 貸 率	期 末	37.11	40.57	3.46
	期中平均	36.42	38.66	2.26
貯 証 率	期 末	3.90	3.98	0.08
	期中平均	3.72	4.29	0.57

(注) 1 貯貸率（期 末）＝貸出金残高/貯金残高×100

2 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高/貯金平均残高×100

3 貯証率（期 末）＝有価証券残高/貯金残高×100

4 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高/貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円)

項 目	4 年度	5 年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	3,677,900	3,746,371
うち、出資金及び資本準備金の額	1,440,645	1,435,161
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	2,265,834	2,334,309
うち、外部流出予定額 (△)	21,377	21,374
うち、上記以外に該当するものの額	△7,203	△ 5,188
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	77,477	84,044
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	77,477	84,044
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	46,388	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	3,801,766	3,830,416
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	—	—
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	—	—
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—

項 目		4 年度	5 年度
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無 形固定資産に関連するものの額		—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。 ）に関連するものの額		—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当する ものに 関連するものの額		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無 形固定資産に関連するものの額		—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。 ）に関連するものの額		—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)		—	—
自己資本			
自己資本の額 (イ) — (ロ) (ハ)		3,801,766	3,830,416
信用リスク・アセットの額の合計額			
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入 される額の合計額		1,030,864	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の 差額に係るものの額		1,030,864	—
うち、上記以外に該当するものの額		—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセント で除して得た額		3,040,509	3,000,247
信用リスク・アセット調整額		—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額		—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)		30,080,279	28,565,654
自己資本比率			
自己資本比率 (ハ) / (ニ)		12.63%	13.40%

- (注) 1 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
- 2 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
- 3 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット		4年度			5年度		
		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	441,237	—	—	419,227	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,565,243	—	—	2,566,799	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	304,303	—	—	496,704	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
	地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	37,619,170	7,523,834	300,953	34,641,613	6,928,322	277,132
	法人等向け	8,878	8,878	355	4,969	4,969	198
	中小企業等向け及び個人向け	15,503,074	3,759,683	150,387	17,530,739	4,227,545	169,101
	抵当権付住宅ローン	2,019,753	419,459	16,778	1,841,701	380,975	15,239
	不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
	三月以上延滞等	107,422	62,126	2,485	102,270	59,606	2,384
	取立未済手形	10,079	2,015	80	19,614	3,922	156
	信用保証協会等保証付	5,714,976	561,818	22,472	6,304,049	620,078	24,803
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
	共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
	出資等	309,430	309,430	12,377	309,500	309,500	12,380
	（うち出資等のエクスポージャー）	309,430	309,430	12,377	309,500	309,500	12,380
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—

	上記以外						
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
	(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	3,630,845	9,077,113	363,084	3,630,796	9,076,991	363,079
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	62,440	158,101	6,244	53,838	134,596	5,383
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
	(うち上記以外のエクスポージャー)	4,706,306	4,128,442	165,137	1,261,962	1,039,938	41,597
	証券化	—	—	—	—	—	—
	(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
	(うち非STC適用分)	—	—	—	—	—	—
	再証券化	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—

	(うちロックスルー方式)	—	—	—	—	—	—
	(うちマンドート方式)	—	—	—	—	—	—
	(うち蓋然性方式 250%)	—	—	—	—	—	—
	(うち蓋然性方式 400%)	—	—	—	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	1,030,864	41,234	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	—	—	—	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	73,003,162	27,039,770	1,081,590	71,962,747	25,565,407	1,022,616
	CVAリスク相当額 ÷ 8%	—	—	—	—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
	合計 (信用リスク・アセットの額)	73,003,162	27,039,770	1,081,590	71,962,747	25,565,407	1,022,616
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額		
	a		$b = a \times 4\%$	a	$b = a \times 4\%$		
	3,040,509		121,620	3,000,247	120,009		
所要自己資本額計	リスク・アセット等 (分母) 計		所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母) 計	所要自己資本額		
	a		$b = a \times 4\%$	a	$b = a \times 4\%$		
	30,080,279		1,203,211	28,565,654	1,142,626		

- (注) 1 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 2 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 3 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 4 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 5 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 6 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経

過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

- 7 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 8 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\text{＜オペレーショナル・リスク相当額を8％で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

（粗利益（正の値の場合に限る）×15％）の直近3年間の合計額

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は、告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- (イ) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付又はカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I、Moody's、JCR、 S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I、Moody's、JCR、 S&P、Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの
期末残高

（単位：千円）

		4年度				5年度			
		信用リスク に関するエ クスポー ジャーの残高	うち貸出金 等	うち債券	三月以上 延滞エク スポー ジャー	信用リスク に関するエ クスポー ジャーの残高	うち貸出金 等	うち債券	三月以上 延滞エク スポー ジャー
法	農 業	79,149	79,149	—	—	92,329	92,329	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱 供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	41,260,095	431,048	—	—	38,292,024	431,000	—	—
	卸売・小売・飲食 ・サービス業	2,471	2,471	—	—	2,118	2,118	—	—
	日本国政府・ 地方公共団体	2,869,547	104,091	2,765,455	—	3,063,503	95,957	2,967,546	—
	上記以外	330,066	20,636	—	—	325,649	16,149	—	—
個 人	24,130,007	24,110,774	—	107,149	26,065,354	26,045,221	—	102,119	
その他	4,331,825	—	—	—	4,121,767	—	—	—	
業種別残高計		73,003,162	24,748,171	2,765,455	107,149	71,962,747	26,682,776	2,967,546	102,119
人	1年以下	38,436,496	917,509	—		35,451,434	910,016	—	
	1年超3年以下	638,553	638,553	—		622,073	622,073	—	
	3年超5年以下	1,016,550	1,016,550	—		1,040,435	940,249	—	
	5年超7年以下	767,091	767,091	—		1,007,414	1,007,414	—	
	7年超10年以下	1,498,290	1,398,227	100,062		1,375,435	1,175,027	200,407	
	10年超	22,605,161	19,839,584	2,665,392		24,649,341	21,882,194	266,952	
	期間の定めのないもの	8,041,019	170,654	—		7,816,612	145,799	—	
残存期間別残高計		73,003,162	24,748,171	2,765,455		71,962,747	26,682,776	2,967,546	

- （注）1 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 2 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 3 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
- 4 当JAでは、国内の限定されたエリアで事業活動を行なっているため、地域別の区分は省略しております。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	4 年度					5 年度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その 他				目的 使用	その 他	
一般貸倒引当金	78,196	77,477	—	78,196	77,477	77,477	84,044	—	77,477	84,044
個別貸倒引当金	56,319	62,279	—	56,319	62,279	62,279	58,218	78	62,200	58,218
合 計	134,515	139,756	—	134,515	139,756	139,756	142,263	78	139,677	142,263

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区 分	4 年度						5 年度					
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	貸出金 償 却	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	貸出金 償 却
			目的 使用	その他					目的 使用	その他		
法 人	農 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・ 不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・ 通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・ 保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売 ・飲食・サ ービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	56,319	62,279	—	56,319	62,279	—	62,279	56,514	—	62,279	56,514	—
業種別計	56,319	62,279	—	56,319	62,279	—	62,279	56,514	—	62,279	56,514	—

(注) 当 J A では、国内の限定されたエリアで事業活動を行なっているため、地域別の区分は省略しております。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：千円)

		4 年度			5 年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高	リスク・ウェイト 0%	—	3,534,016	3,534,016	—	3,678,573	3,678,573
	リスク・ウェイト 2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 10%	—	5,618,746	5,618,746	—	6,201,011	6,201,011
	リスク・ウェイト 20%	—	54,395,510	54,395,510	—	52,785,173	52,785,173
	リスク・ウェイト 35%	—	108,799	108,799	—	89,666	89,666
	リスク・ウェイト 50%	—	46,586	46,586	—	44,248	44,248
	リスク・ウェイト 75%	—	1,244,880	1,244,880	—	1,345,244	1,345,244
	リスク・ウェイト 100%	—	5,353,895	5,353,895	—	4,097,827	4,097,827
	リスク・ウェイト 150%	—	38,304	38,304	—	36,367	36,367
	リスク・ウェイト 250%	—	3,693,286	3,693,286	—	3,684,635	3,684,635
	その他	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト 1250%		—	—	—	—	—	—
計		—	74,034,027	74,034,027	—	71,962,747	71,962,747

- (注) 1 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものは除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 2 「格付あり」には、エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」には、エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 3 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 4 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために、第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付が A-又は A3 以上で、算定基準日に長期格付が BBB-又は Baa3 以上の格付を付与しているものを適格保証人

とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。

なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	4 年度		5 年度	
	適格金融 資産担保	保 証	適格金融 資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	32,062	14,139,629	12,435	16,101,027
抵当権住宅ローン	—	1,906,899	—	1,747,961
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	401	—	—
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	—	719,656	—	274,956
合 計	32,062	16,766,587	12,435	18,123,945

(注) 1 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

3 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを系統及び系統外出資に区分して管理しています。

系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	4年度		5年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	3,509,226	3,509,226	3,509,296	3,509,296
合計	3,509,226	3,509,226	3,509,296	3,509,296

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

該当する取引はありません。

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、また、リスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAでは、ALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

四半期末を基準日として、四半期ごとにIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.251年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提内部モデルは使用していません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点）
特段ありません。

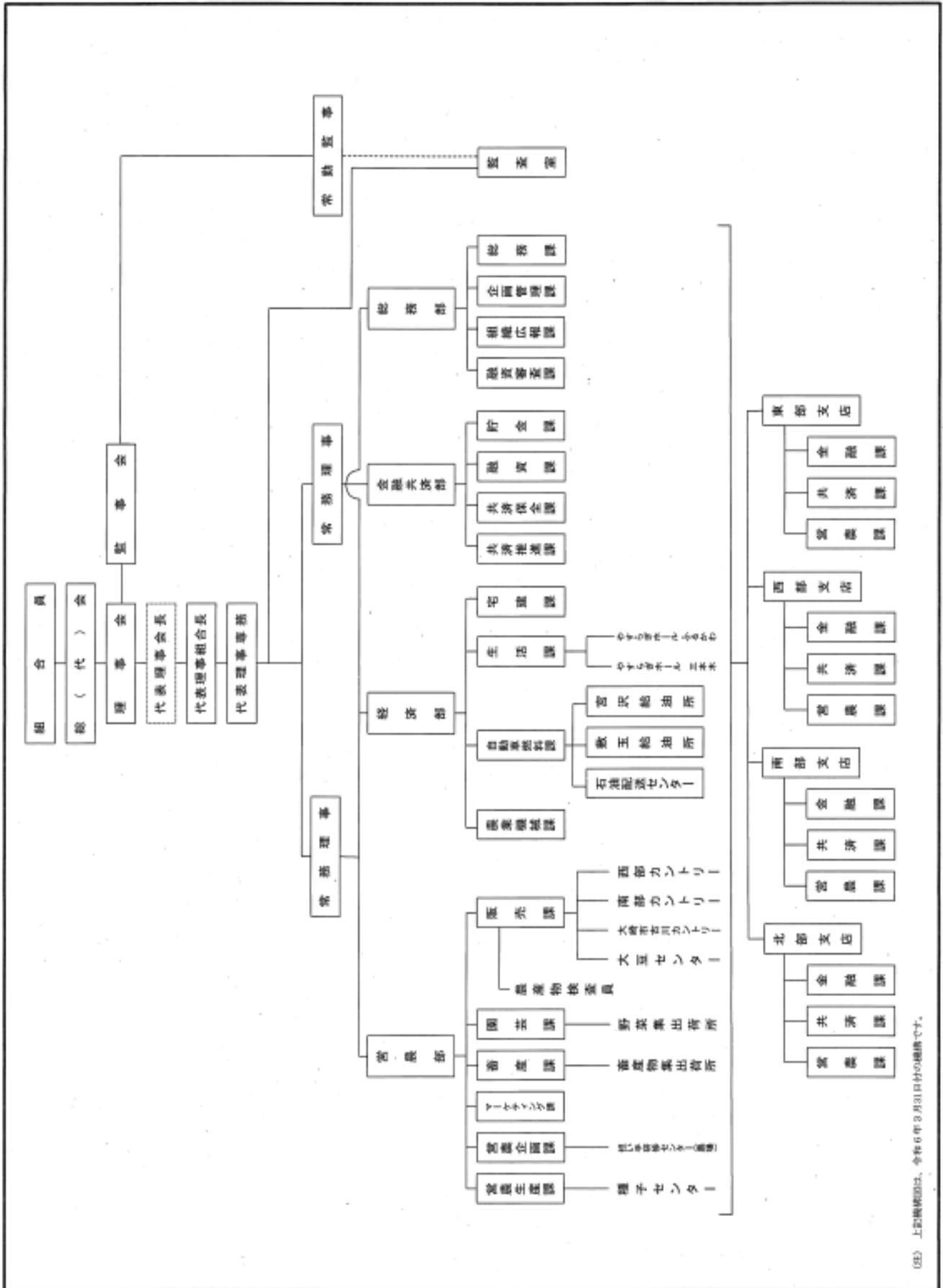
② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	394	258	25	17
2	下方パラレルシフト	—	—	2	4
3	スティープ化	479	371	—	—
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	—	—		
6	短期金利低下	45	92		
7	最大値	479	371	25	17
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	3,801		3,830	

【JAの概要】

1. 機構図



(注) 上記機構図は、令和6年3月31日付の機構です。

2. 役員構成（役員一覧）

（令和6年3月現在）

役職名	氏名	役職名	氏名
代表理事組合長	佐々木 浩 治	理 事	佐 藤 多賀典
代表理事専務	大 友 學	理 事	渡 邊 のり子
常 務 理 事	菅 井 昌 文	理 事	齊 藤 彰 人
常 務 理 事	高 橋 郁 男	理 事	青 沼 洋 一
理 事	佐々木 英 史	理 事	佐々木 浩 子
理 事	福 田 榮 喜	理 事	佐々木 稔
理 事	藤 岡 順 一	理 事	佐 藤 英 樹
理 事	大 沼 悦 子	代 表 監 事	中 鉢 勝 亀
理 事	高 橋 禎	監 事	小 高 栄 悦
理 事	門 脇 勝 文	監 事	小 出 泉
理 事	佐々木 琢 磨	常勤監事・員外監事	残 間 久 幸

3. 組合員数

（単位：人、団体）

区 分	4年度	5年度	増 減
正組合員	7,953	7,779	△174
個 人	7,939	7,763	△176
法 人	14	16	2
准組合員	2,582	2,706	△124
個 人	2,419	2,547	128
法 人	163	159	△4
合 計	10,535	10,485	△50

4. 組合員組織の状況

(令和6年3月現在)

組 織 名	構 成 員 数
集 落 実 行 組 合	(4地区集落委員会・269組合)7,144戸+175団体
稲 作 振 興 会	(12地区部会・270実践班・1研究会)3,588戸
園 芸 振 興 会	(12作目別部会・3産直組織・1担い手組織)459人
畜 産 振 興 会	(2畜種別部会)35人
東大崎水稲採種組合	30人
古川和牛改良組合	66人
大豆・麦生産組織連絡協議会	(大豆85組織・麦5組織)
資 産 管 理 部 会	97人
オ ー ナ ー 会	49人
青 年 部	(2専門部)77人
女 性 部	(10支部・本部)355人
うちフレッシュクラブ	4人
うちエルダークラブ	47人
うち笑ふるクラブ	12人
に じ の 会	24人
年 金 友 の 会	(4支部)936人
青 色 申 告 会	(4支部)938人

当JAの組合員組織を記載しています。

5. 特定信用事業代理業者の状況

(令和6年3月現在)

区 分	氏名又は名称(商号)	主たる事務所の所在地	代理業を営む営業所 又は事業所の所在地
特定信用事業代理業者	農 林 中 央 金 庫	東京都千代田区大手町1-2-1	仙台市青葉区上杉 1-2-16

6. 地区一覧

(令和6年3月現在)

大崎市の一部(旧古川市、旧三本木町、旧松山町下伊場野)、美里町の一部(旧小牛田町青生)、 栗原市の一部(旧高清水町小山田)
--

7. 店舗等のご案内

【本・支店】

(令和6年3月現在)

店舗及び事務所名	所在地	電話番号	A T M (現金自動化機器) 設置稼働状況
本店	大崎市古川北町三丁目10-36	0229-23-6511	—
東部支店 (金融共済)	大崎市古川北町三丁目10-36	0229-23-6521	2台
東部支店 (営農)	大崎市古川石森字宮崎45	0229-22-2207	—
西部支店	大崎市古川飯川字大隅151	0229-26-2511	2台
南部支店	大崎市三本木字善並田 145	0229-52-2211	2台
北部支店	大崎市古川桜ノ目字下り松6-10	0229-28-1121	1台